



あなたのまちの明日を考える

令和5年度決算

目で見る市町村財政



令和7年3月

宮城県総務部市町村課

【ホームページアドレス】<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/zaimubunseki.html>

※ホームページからもご覧いただけます。

令和6年(2024年)は、多賀城創建1300年にあたる記念すべき年です。この節目を機に復元された「多賀城南門」や、新たに国宝に指定された「多賀城碑」は、古代に東北地方の政治・文化の中心として繁栄した多賀城の歴史を今に伝えています。(多賀城市)

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計	1
1 決算規模・決算収支	1
2 歳入	3
(1) 歳入構造	3
(2) 自主財源と依存財源	5
(3) 市町村税の収入実績	6
(4) 地方交付税の概要	8
3 歳出	10
(1) 歳出構造	10
(2) 経費別決算額の推移	10
4 財政構造	14
(1) 経常収支比率の状況	14
(2) 実質公債費比率の状況	15
(3) 将来負担比率の状況	15
(4) 財政力指数の状況	16
(5) 地方債現在高の推移	17
5 年度間の財源調整	18
(1) 基金の状況	18
(2) 積立金現在高比率	19
第2章 公営企業会計	20
1 決算規模	20
2 企業債現在高	21
3 他会計繰入金	21
第3章 地方公共団体財政健全化法	24

第2部 市町村ごとの財政指標

26

◆健全化判断比率等算定式

裏表紙

注) 各表・グラフは端数処理により、合計と一致しない場合があります。

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計

1 決算規模・決算収支

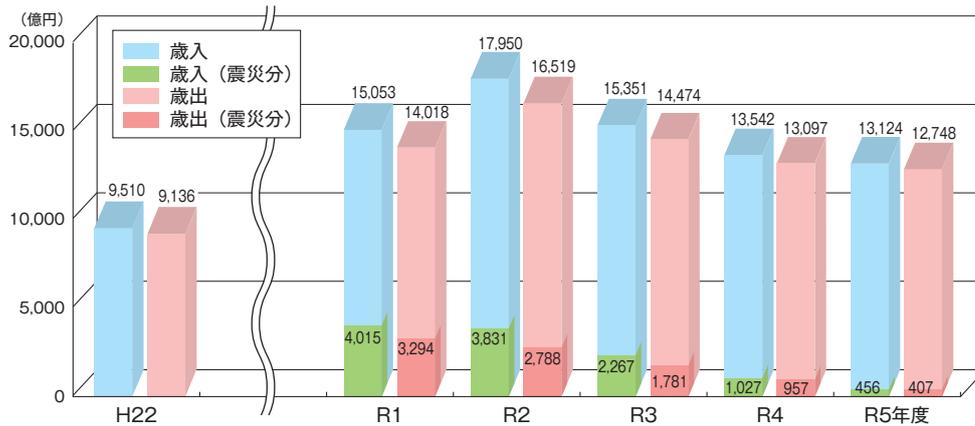
令和5年度の県内市町村の普通会計決算額は、以下のとおりです。

- 歳入 1兆3,124億円（前年度比 ▲418億円、▲3.1%）
うち、東日本大震災分 456億円（前年度比 ▲571億円、▲55.6%）
- 歳出 1兆2,748億円（前年度比 ▲349億円、▲2.7%）
うち、東日本大震災分 407億円（前年度比 ▲550億円、▲57.4%）

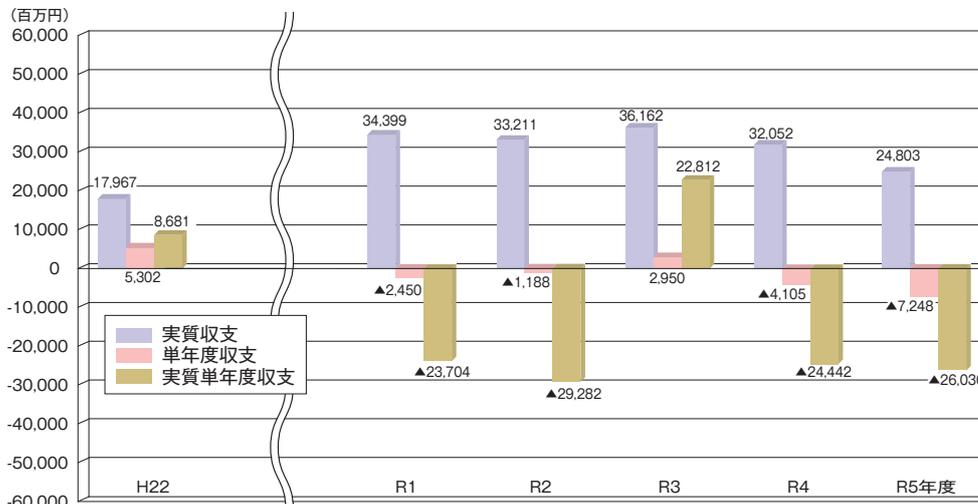
※東日本大震災分は復旧・復興事業分及び全国防災事業分の合計。以下、同じ。

区分	決算額		赤字の団体数	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
実質収支	321億円	248億円	0/35団体	0/35団体
単年度収支	▲41億円	▲72億円	16/35団体	24/35団体
実質単年度収支	▲244億円	▲260億円	22/35団体	27/35団体

歳入歳出決算額の推移



決算収支の推移



用語解説

実質収支、単年度収支、実質単年度収支

P2 参照

市町村別普通会計決算収支の状況

令和5年度

(単位：百万円)

用語解説

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が黒字か赤字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源（事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など）を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された黒字や赤字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の黒字・赤字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があります。この数値を単年度収支とといいます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。例えば財政調整基金への積立は将来の赤字に備えて行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後年度の地方債償還額は小さくなります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支とといいます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

市町村名	歳入総額		歳出総額		形式収支		実質収支	単年度収支	実質単年度収支
	(A)	うち東日本大震災分	(B)	うち東日本大震災分	(A)-(B)	うち東日本大震災分			
仙台市	592,650	9,004	583,938	6,905	8,713	2,098	4,069	473	▲3,052
石巻市	88,142	13,677	85,768	13,331	2,375	346	1,707	▲1,271	▲3,229
塩竈市	26,391	1,411	24,934	1,411	1,457	0	974	▲459	▲1,118
気仙沼市	49,739	4,484	48,286	4,400	1,454	83	1,214	▲1,349	▲5,149
白石市	20,021	80	19,088	17	933	63	536	138	▲632
名取市	37,159	1,757	35,550	1,582	1,609	175	1,114	▲231	▲1,623
角田市	21,267	107	20,780	28	486	80	358	▲204	▲804
多賀城市	28,680	993	28,478	904	203	89	100	▲990	▲423
岩沼市	19,810	479	18,597	334	1,213	145	1,069	▲260	▲1,245
登米市	46,324	283	45,052	188	1,272	95	1,070	▲70	▲552
栗原市	45,740	218	44,477	167	1,263	51	1,073	▲180	▲608
東松島市	27,841	3,678	27,048	3,453	793	225	635	▲142	702
大崎市	69,199	1,399	67,488	1,147	1,711	253	1,448	▲1,060	▲3,106
富谷市	20,968	40	18,642	12	2,326	28	1,192	▲347	▲695
蔵王町	7,818	58	7,578	13	240	45	203	46	293
七ヶ宿町	3,342	30	3,245	30	98	0	88	17	▲2
大河原町	11,631	15	11,030	11	601	4	591	201	207
村田町	6,230	39	5,988	12	241	27	188	▲5	29
柴田町	15,255	21	14,761	12	495	8	266	▲98	▲349
川崎町	5,756	2	5,522	2	233	0	158	▲181	▲387
丸森町	17,709	186	16,061	186	1,648	0	1,224	▲732	▲1,210
亘理町	15,612	2,391	15,127	2,334	486	57	414	▲279	758
山元町	8,916	815	8,254	714	662	101	222	▲313	▲522
松島町	7,274	185	7,009	185	265	0	207	▲163	▲607
七ヶ浜町	8,650	434	8,116	434	533	0	439	84	42
利府町	15,525	52	14,865	21	660	31	631	37	▲690
大和町	15,765	528	14,307	0	1,458	528	720	175	412
大郷町	6,988	9	6,341	5	647	4	510	▲19	▲323
大衡村	5,369	162	5,219	1	150	161	136	▲41	▲173
色麻町	5,190	45	5,054	45	137	1	131	15	▲73
加美町	14,552	107	13,847	92	704	14	656	▲129	▲420
涌谷町	8,709	135	8,449	62	260	73	223	83	160
美里町	11,438	134	11,145	127	293	7	264	▲85	▲122
女川町	14,521	1,464	13,429	1,388	1,093	77	136	▲15	▲646
南三陸町	12,257	1,221	11,318	1,169	939	52	837	107	▲877
市計	1,093,932	37,611	1,068,126	33,879	25,806	3,732	16,559	▲5,953	▲21,533
町村計	218,508	8,035	206,664	6,843	11,843	1,192	8,245	▲1,295	▲4,497
県計(仙台市含)	1,312,440	45,646	1,274,790	40,722	37,650	4,924	24,803	▲7,248	▲26,030
県計(仙台市除)	719,789	36,642	690,853	33,817	28,937	2,825	20,734	▲7,721	▲22,978

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

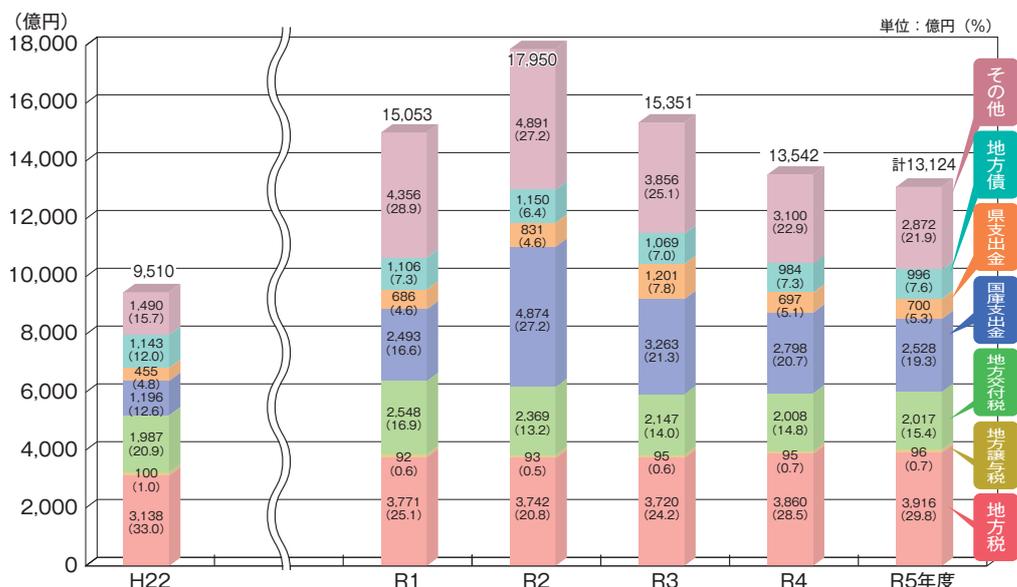
2 歳 入

(1) 歳入構造

令和5年度の歳入は1兆3,124億円で、前年度に対し418億円(3.1%)の減少となりました。

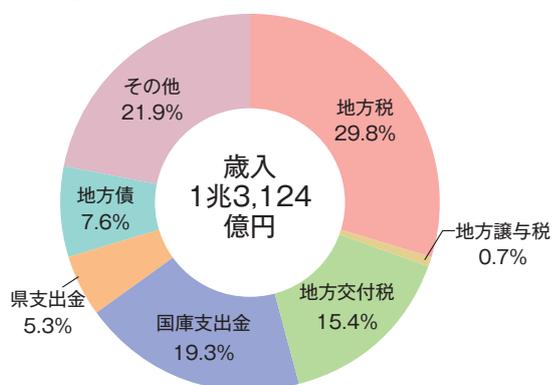
歳入が減少した要因は、復興関連事業の進捗に伴う繰越金の減少額や新型コロナウイルス感染症関連の補助金の減少に伴う国庫支出金の減少額が大きかったことがあげられます。

歳入構成比の推移



(令和5年度)

(単位: 億円, %)



	R4年度	R5年度	増減額	増減率
地方税	3,860	3,916	+56	+1.5
地方譲与税	95	96	+1	+1.1
地方交付税	2,008	2,017	+9	+0.4
国庫支出金	2,798	2,528	▲270	▲9.6
県支出金	697	700	+3	+0.4
地方債	984	996	+12	+1.2
その他	3,100	2,872	▲228	▲7.4
歳入合計	13,542	13,124	▲418	▲3.1

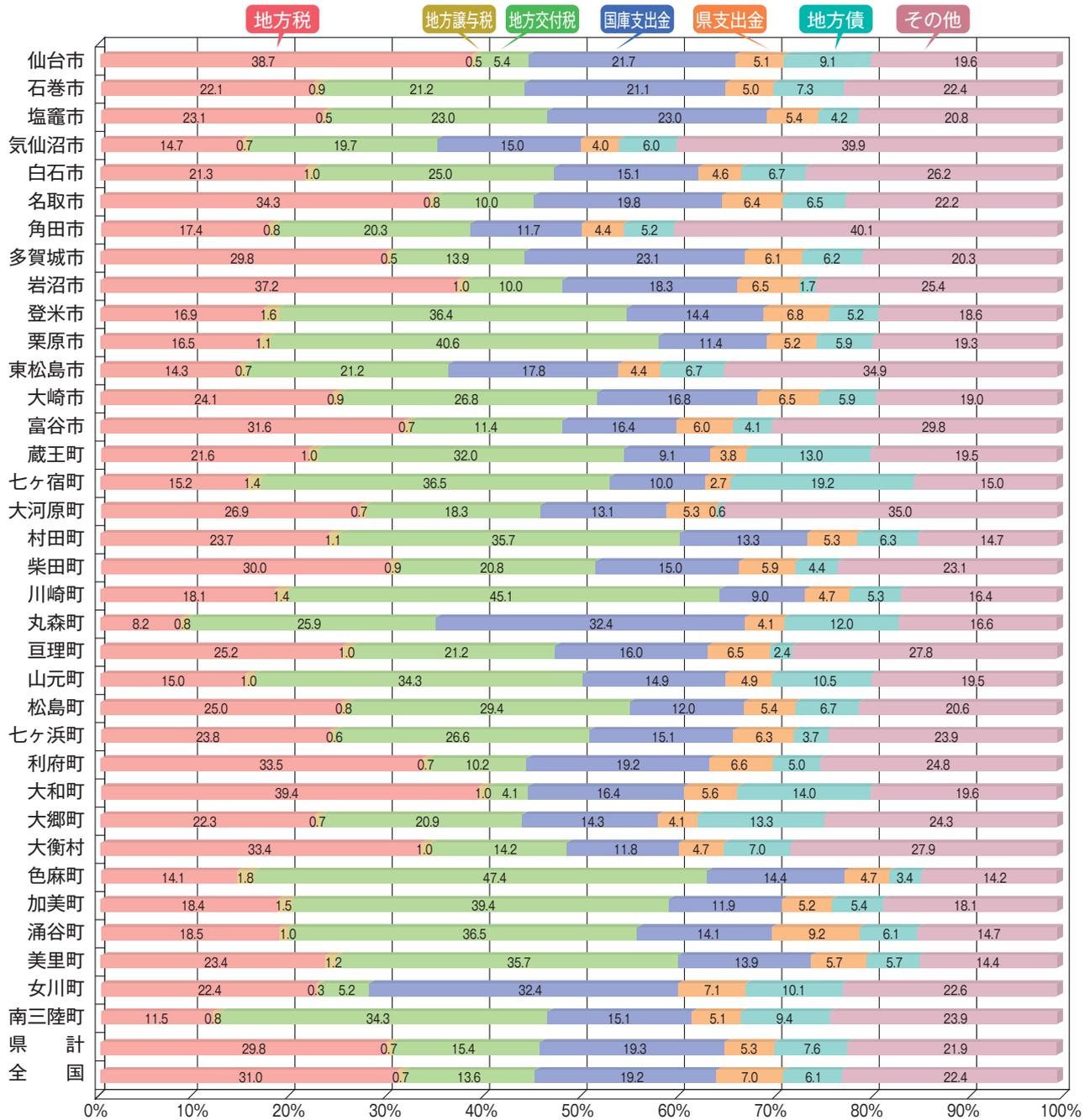
用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

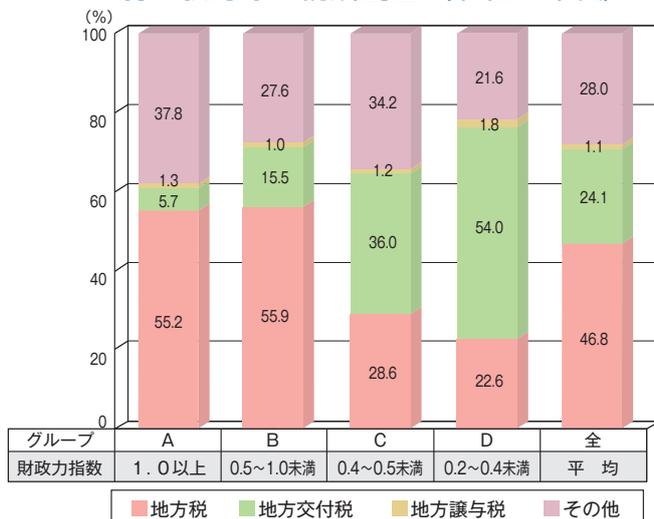
地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合と地方交付税の全額を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別な財政事情に応じて交付される「震災復興特別交付税」の3つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。

市町村別歳入構成比（令和5年度）



グループ別一般財源の構成割合（令和5年度）



◎グループ別の該当団体

- A 大和町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・富谷市・大河原町・柴田町・亶理町・七ヶ浜町・利府町・大郷町・大衡村・女川町
- C 気仙沼市・白石市・東松島市・大崎市・蔵王町・村田町・松島町・美里町
- D 登米市・栗原市・七ヶ宿町・川崎町・丸森町・山元町・色麻町・加美町・涌谷町・南三陸町

用語解説

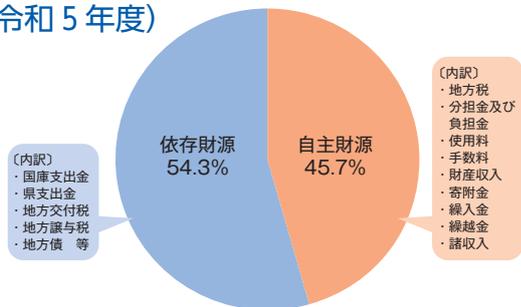
一般財源 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

財政力指数 P16参照

(2) 自主財源と依存財源

令和5年度の歳入に占める割合は、自主財源が45.7%（前年度45.5%）、依存財源が54.3%（前年度54.5%）となりました。新型コロナウイルス感染症関連の補助金などの減少に伴い依存財源の総額が減少したため、自主財源の割合が前年度より相対的に高くなっています。

(令和5年度)



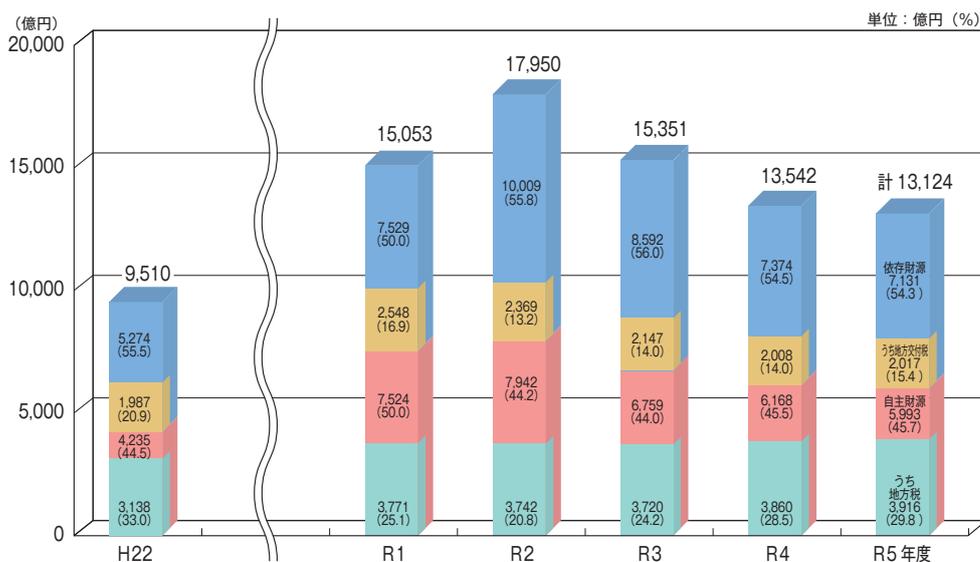
自主財源の割合別団体数 (令和5年度)



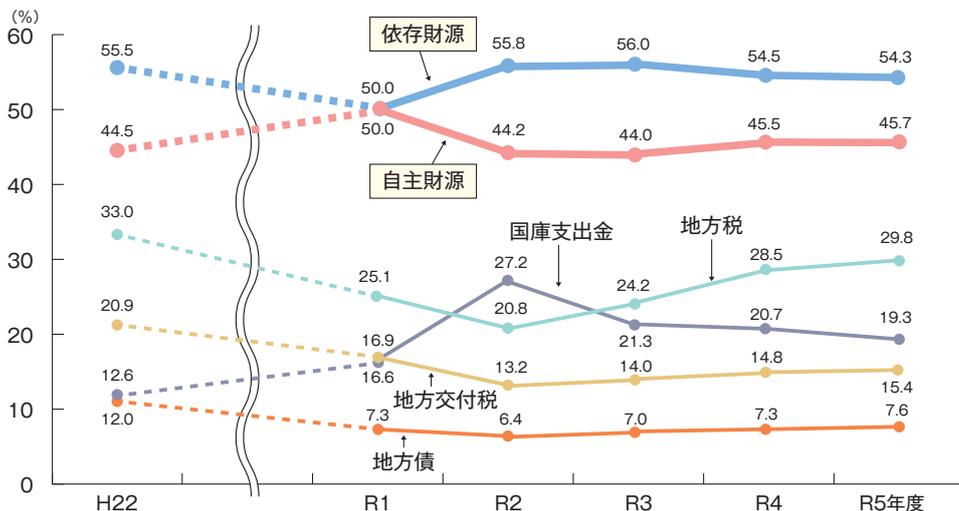
(単位：億円、%)

	R4年度		R5年度		増減	
	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合
自主財源	6,168	45.5	5,993	45.7	▲175	+0.2
依存財源	7,374	54.5	7,131	54.3	▲243	▲0.2
合計	13,542	100.0	13,124	100.0	▲418	

歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の収入実績

令和5年度の市町村税収入済額は、3,916億円と前年度から1.4%増加しました。

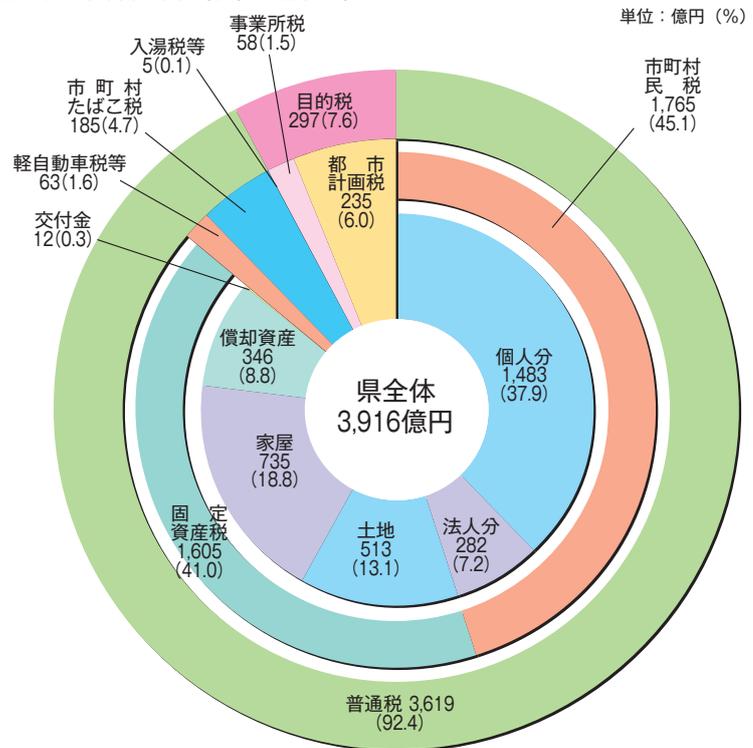
税目別に見ると、市町村民税は前年度比0.5%減の1,765億円で構成割合は45.1%となりました。このうち、減少幅の大きかった法人税割は前年度比14.5%減の194億円となりました。減少の要因は、原材料費や物価高騰による経費の増加などが考えられます。

固定資産税は前年度比3.2%増の1,605億円で構成割合は41.0%となりました。このうち、土地は前年度比4.8%増の513億円、家屋は前年度比3.4%増の735億円、償却資産は前年度比0.8%増の346億円となりました。増加の要因は、土地や新築家屋の取引件数が増加したことなどが考えられます。

他の普通税では、軽自動車税等（構成割合1.6%）が前年度比2.3%増、目的税では、入湯税（構成割合0.1%）が前年度比15.4%増、事業所税（構成割合1.5%）は前年度比0.9%増となっています。

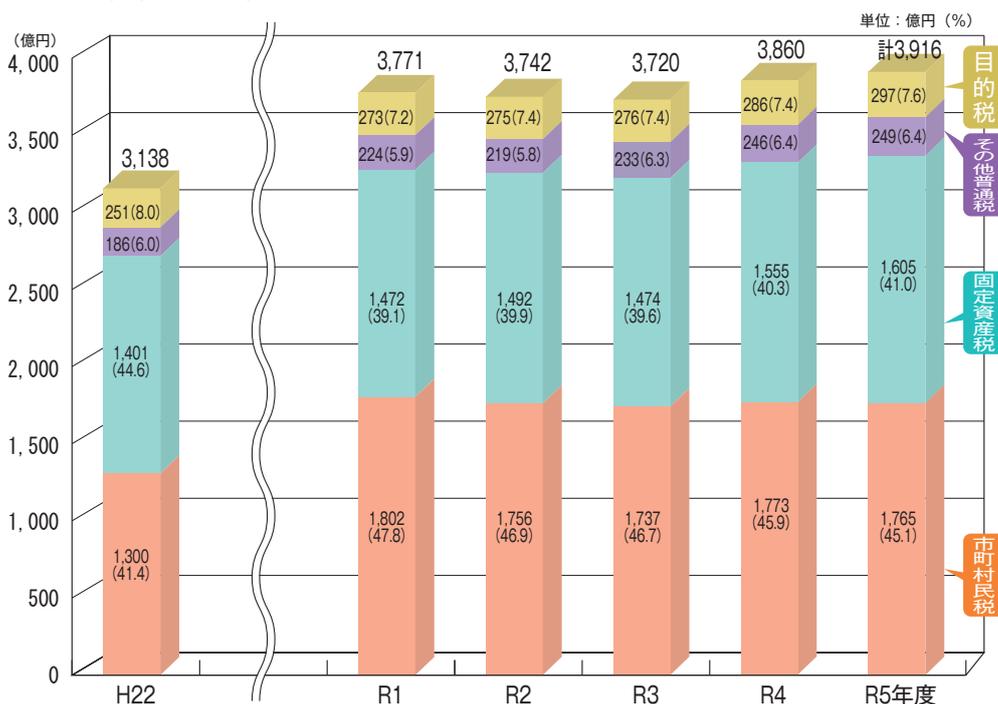
市町村税の構成（令和5年度）

（国民健康保険料（税）を除く）



市町村税収入済額（税目別）の推移

（国民健康保険料（税）を除く）



注) 令和元年度以降のその他普通税は、軽自動車税環境性能割を含めた額です。

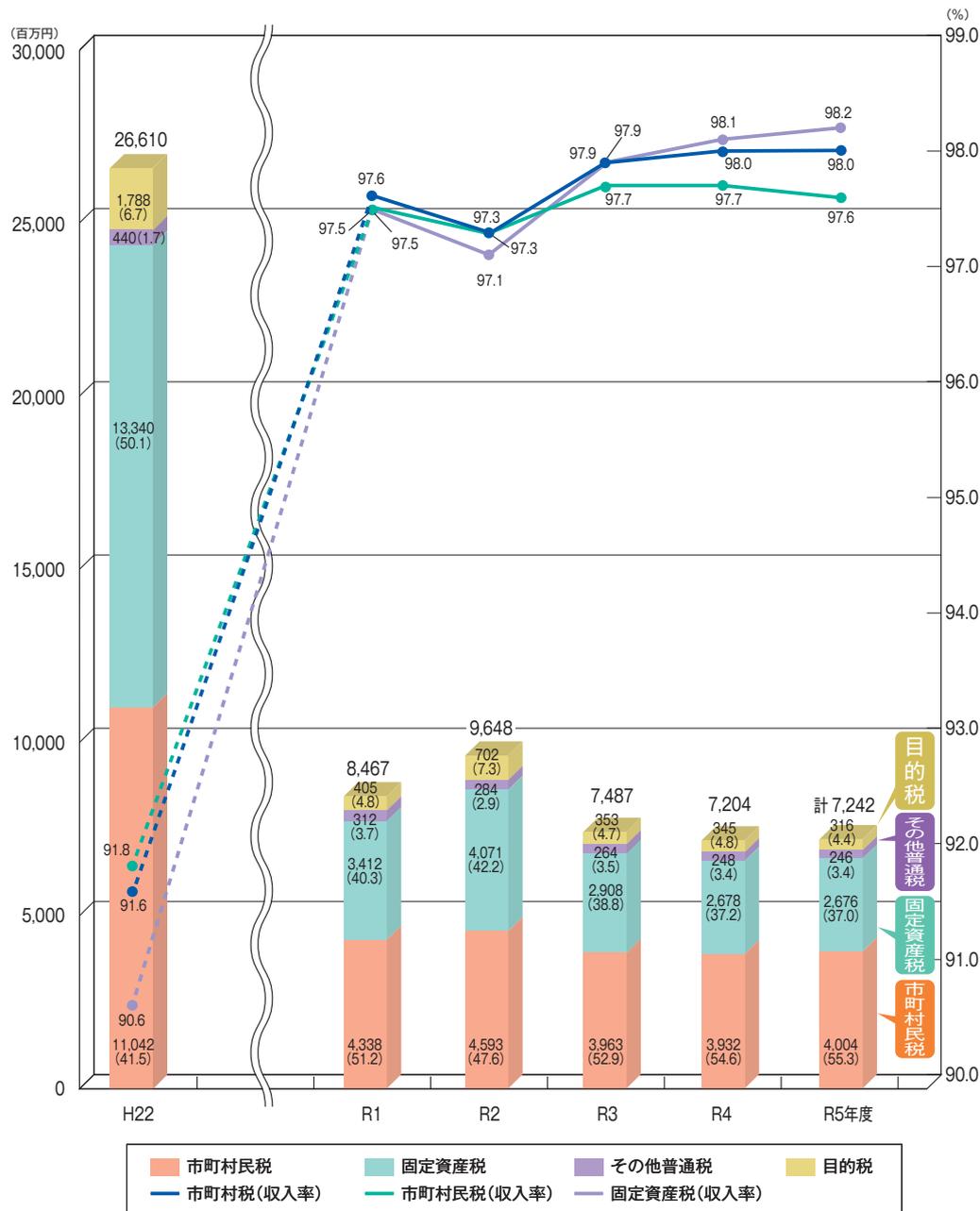
収入率は、県全体で98.04%（前年度97.99%）と前年度より0.05ポイント上回りました。各市町村別の状況については、16団体で前年度の収入率を上回りました。

主な税目別の収入率は、市町村民税は97.6%（前年度97.7%）で前年度より0.1ポイント減となり、固定資産税は98.2%（前年度98.1%）で前年度を0.1ポイント上回りました。

次年度に繰越される収入未済額は、72.4億円（前年度72.0億円）と前年度より0.4億円増となりました。

次年度に繰越される収入未済額と収入率の推移

（国民健康保険料（税）を除く）



※「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」

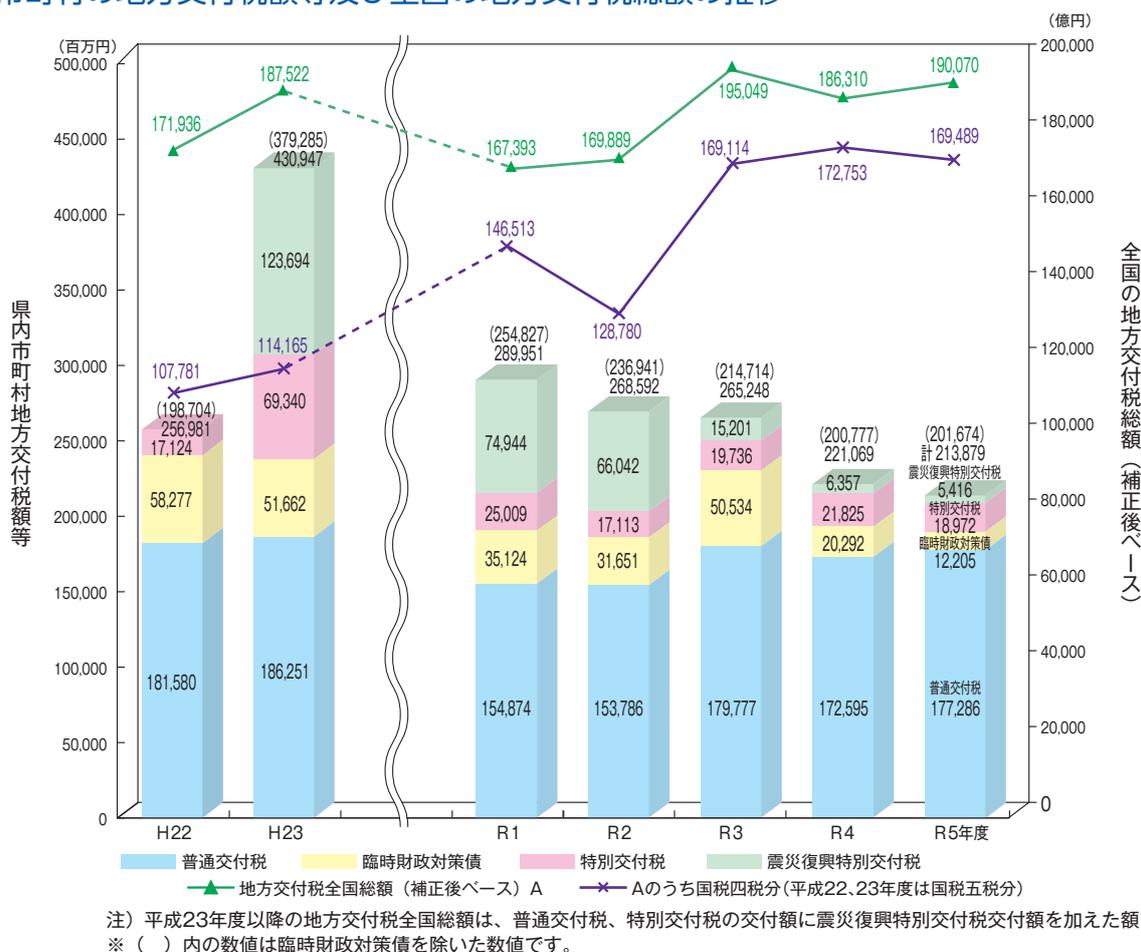
注）（ ）内は全体に占める割合

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本を提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体が徴収した地方税で賄うのが理想であるものの、税源の地域的なアンバランスにより、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、地方の財源を国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しています。つまり、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」といえます。

県内市町村の地方交付税額等及び全国の地方交付税総額の推移



平成22年度以降における全国の地方交付税総額の推移については、東日本大震災直後の平成23年度に震災対応分として特別交付税が増額されたほか、震災復興特別交付税が創設されたことにより約18.8兆円に増加しましたが、その後は景気回復による税収の伸びや復興事業の進捗等に伴い減少傾向が続きました。

令和元年度以降は増加傾向にあり、令和5年度は令和4年度に引き続き、国の補正予算により地方交付税の総額が増額され、普通交付税の再算定が行われたことなどにより全国の地方交付税総額は約19.0兆円となり、対前年度比で約0.4兆円の増額となりました。

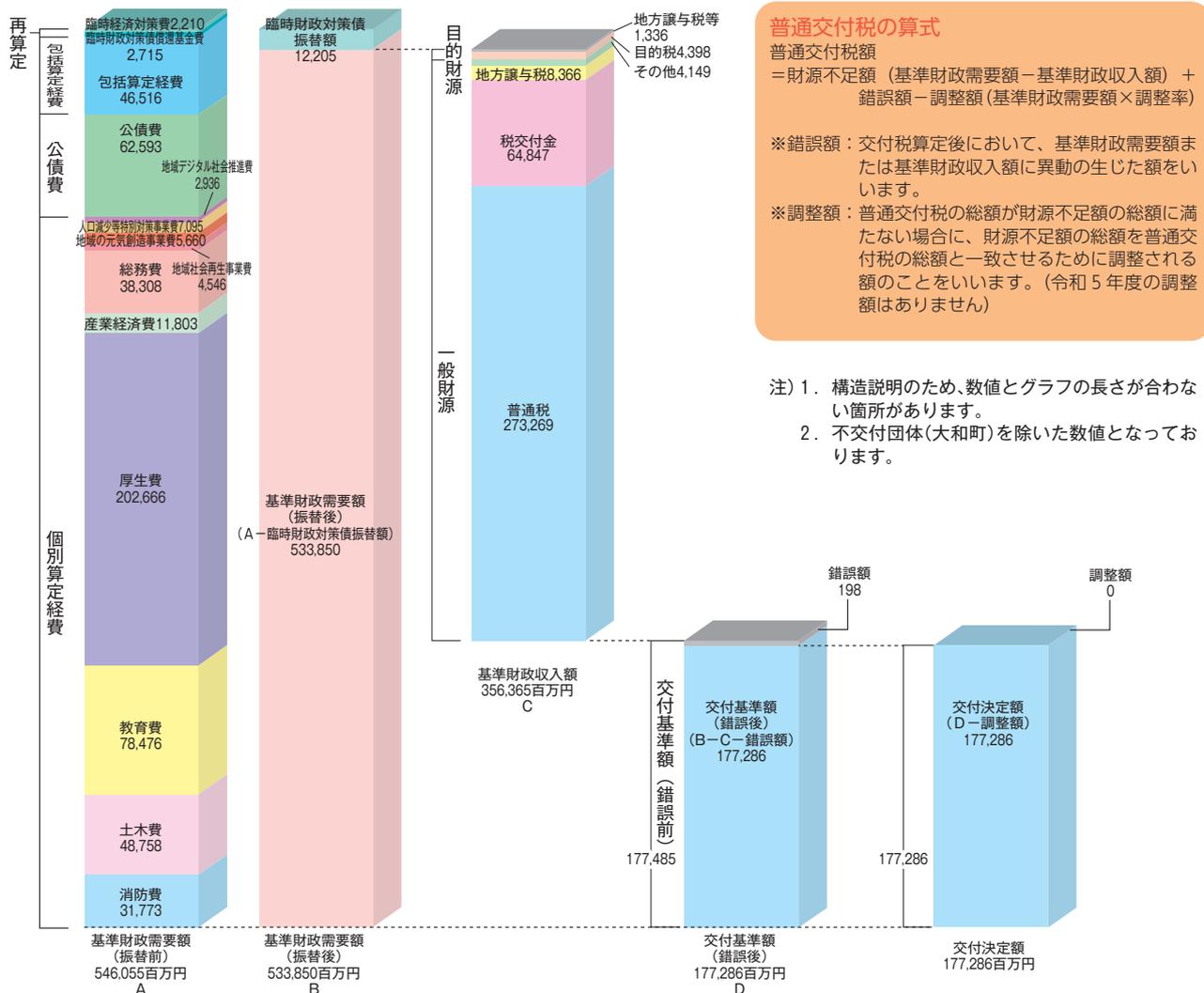
一方、県内市町村における地方交付税総額については、復興事業の収束に伴う震災復興特別交付税の減少幅が大きいことから、近年は全国推移と異なり減少傾向が続いています。

用語解説

再算定 各地方公共団体に交付すべき普通交付税の額は、毎年8月31日までに決定しなければならないこととなっていますが、地方交付税の総額の増加、その他特別に事由がある場合において9月1日以降において、既に決定した普通交付税の額を変更することができることとなっています。

●普通交付税（標準的な行政運営に対する財源保障）

令和5年度県内市町村普通交付税算定結果



●特別交付税（特別な財政需要に対する財源保障）

○特別交付税

標準的な行政運営に対する普通交付税の基準財政需要額の算定方法では捕捉されなかった除排雪、公立病院、地方バス運行維持等の経費のほか、災害発生による応急復旧・災害復旧など特別な財政需要に対して特別交付税が交付されます。

○震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方債により措置するのではなく、その全額を震災復興特別交付税で措置することにより、被災団体の実質的な財政負担をゼロとする対応がとられました。

なお、平成28年度からは被災自治体の「自立」につなげていく観点から、一部事業の地方負担分への措置率が95%となっています。

—用語解説—

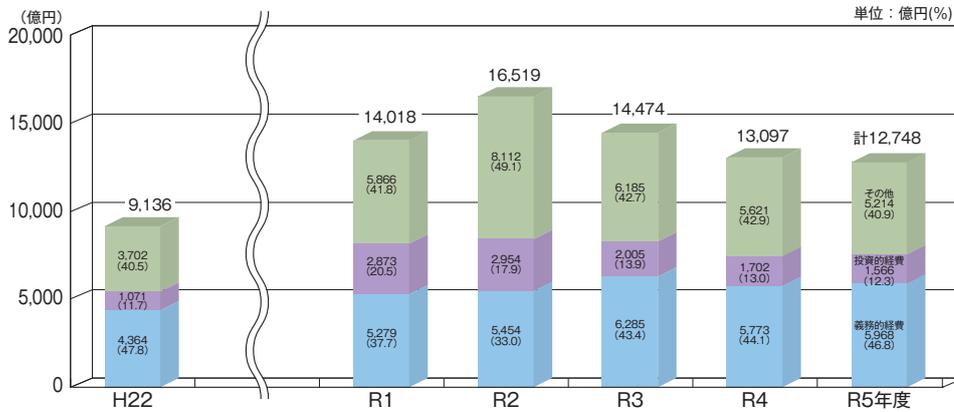
- 基準財政需要額** 各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。
- 基準財政収入額** 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。原則として、標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。
- 臨時財政対策債** 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して発行可能額を算出し、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債発行可能額に振り替えられています。なお、臨時財政対策債に係る元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に全額算入されることになっています。

3 歳 出

(1) 歳出構造

令和5年度の歳出は1兆2,748億円で、前年度に対して349億円(2.7%)の減少となりました。

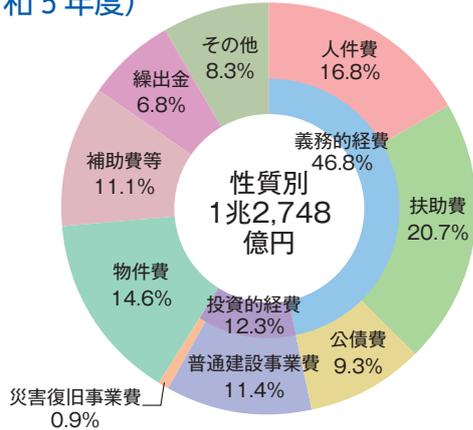
歳出決算額の推移



(2) 経費別決算額の推移

義務的経費は、扶助費や公債費の増加により、前年度と比較して3.4%増の5,968億円で、歳出総額に占める割合は46.8%となりました。また、投資的経費は、災害復旧事業費の減少などにより、前年度と比較して8.0%減の1,566億円、歳出総額に占める割合は12.3%となりました。

(令和5年度)

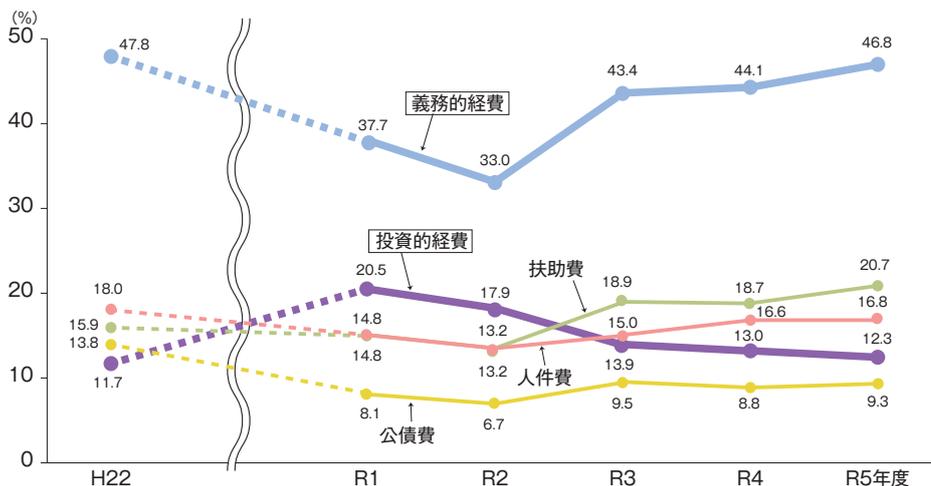


経費区分	R4年度	R5年度	増減額	増減率
人件費	2,170	2,137	▲33	▲1.5
扶助費	2,451	2,645	+194	+7.9
公債費	1,153	1,187	+34	+2.9
義務的経費計	5,773	5,968	+195	+3.4
普通建設事業費	1,418	1,455	+37	+2.6
うち、補助事業	670	632	▲38	▲5.7
うち、単独事業	714	785	+71	+9.9
災害復旧事業費	284	111	▲173	▲60.8
投資的経費計	1,702	1,566	▲136	▲8.0
物件費	2,038	1,866	▲172	▲8.4
補助費等	1,785	1,420	▲365	▲20.4
繰出金	839	869	+30	+3.6
その他	959	1,058	+99	+10.3
歳出合計	13,097	12,748	▲349	▲2.7

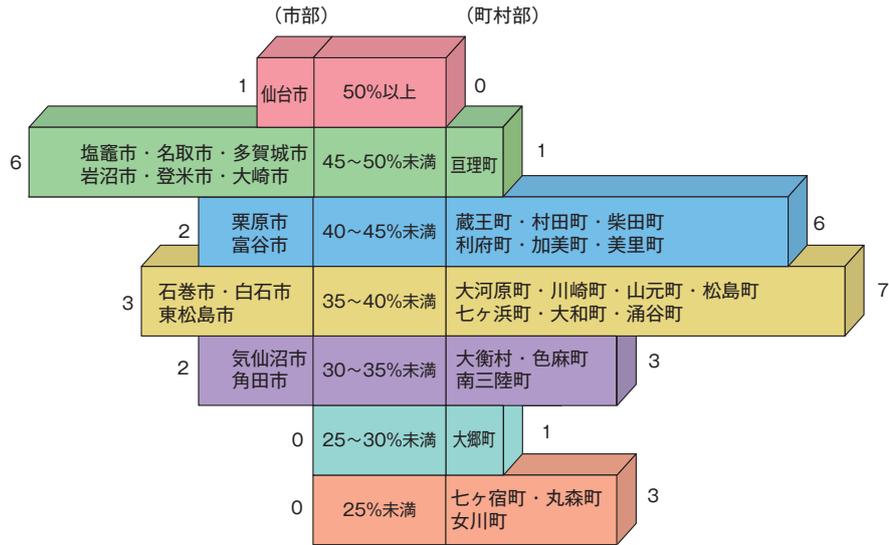
○主な増減理由

- 扶助費…電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る経費の増加
- 公債費…東日本大震災に係る災害公営住宅建設事業債に関する繰上償還の増加
- 補助費等…東日本大震災に係る復旧・復興事業の進捗に伴う企業会計への負担金の減少

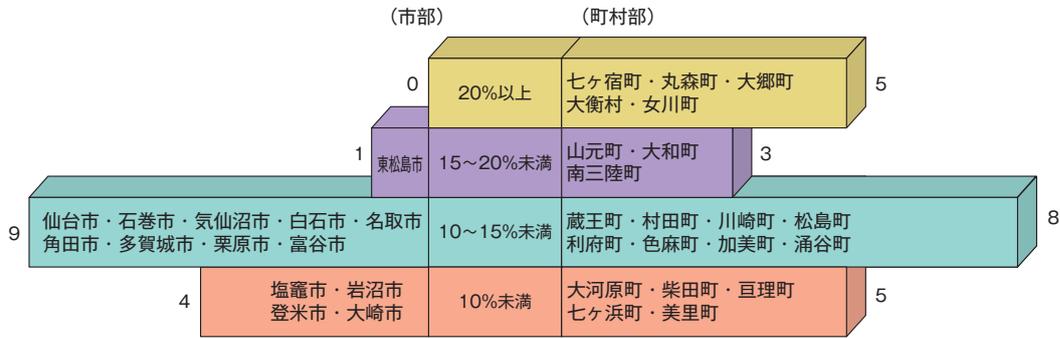
義務的経費・投資的経費の割合の推移



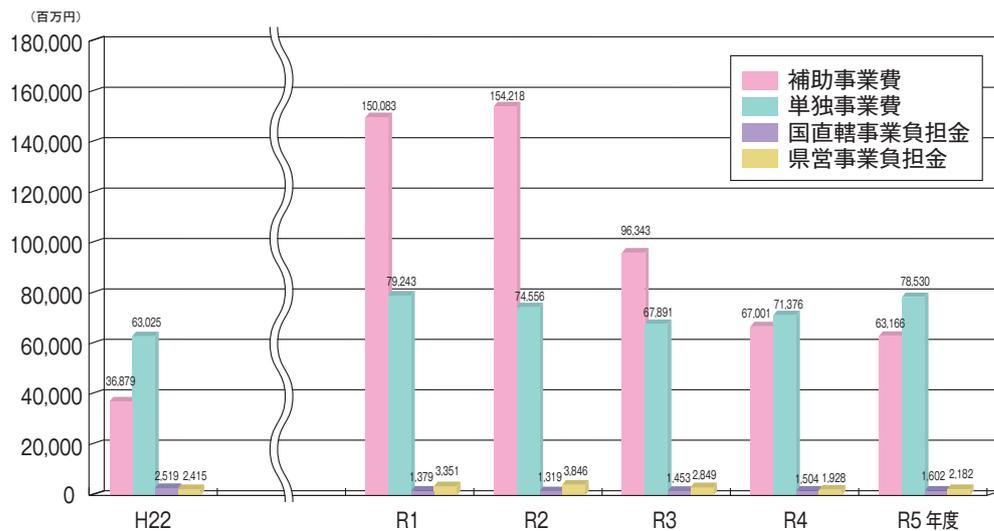
義務的経費の割合別団体数（令和5年度）



投資的経費の割合別団体数（令和5年度）



普通建設事業費の内訳の推移



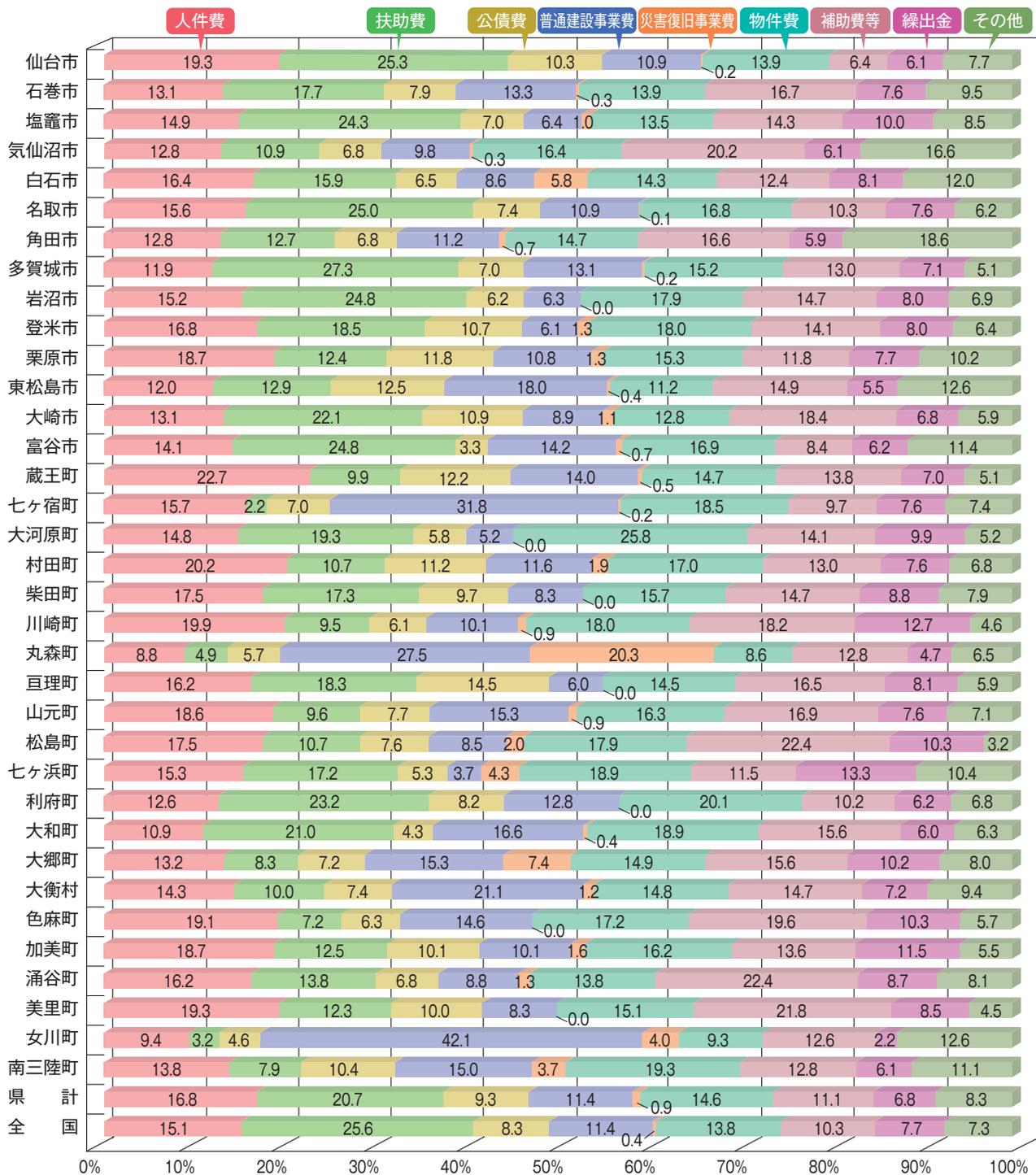
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

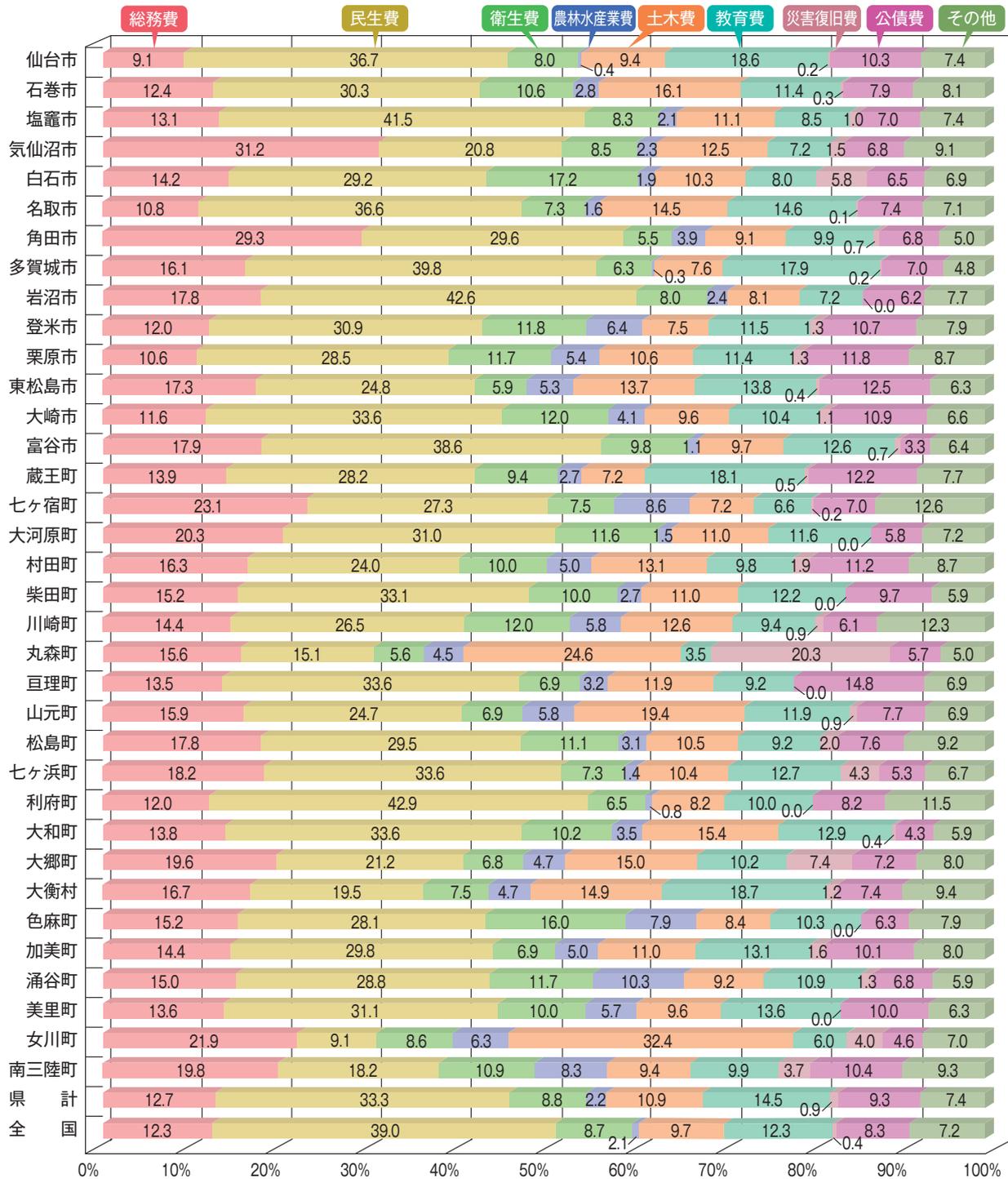
市町村別歳出構成比（性質別分類）（令和5年度）



用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、普通建設事業費、物件費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

市町村別歳出構成比（目的別分類）（令和5年度）



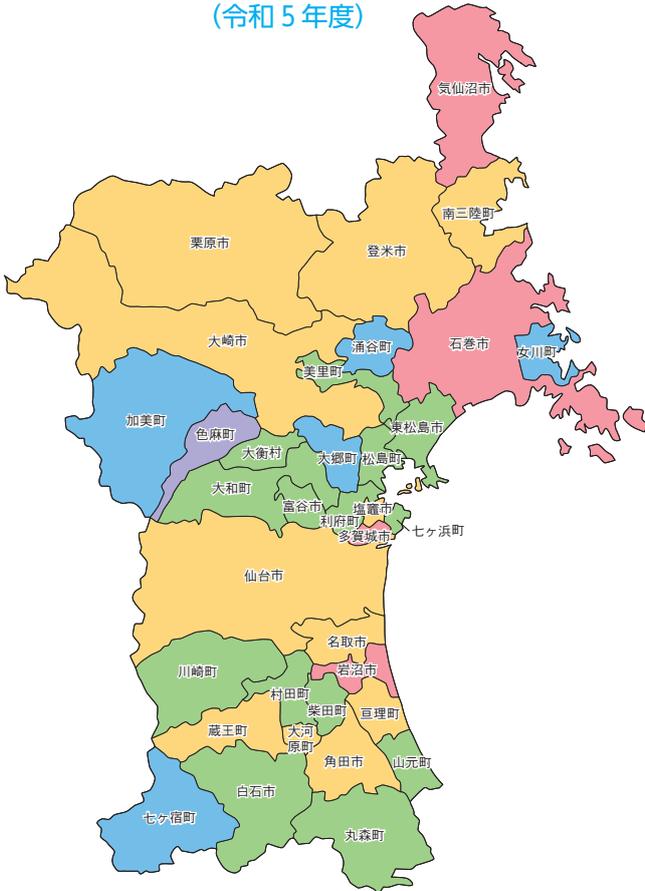
用語解説

目的別分類 歳出をその行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(令和5年度)



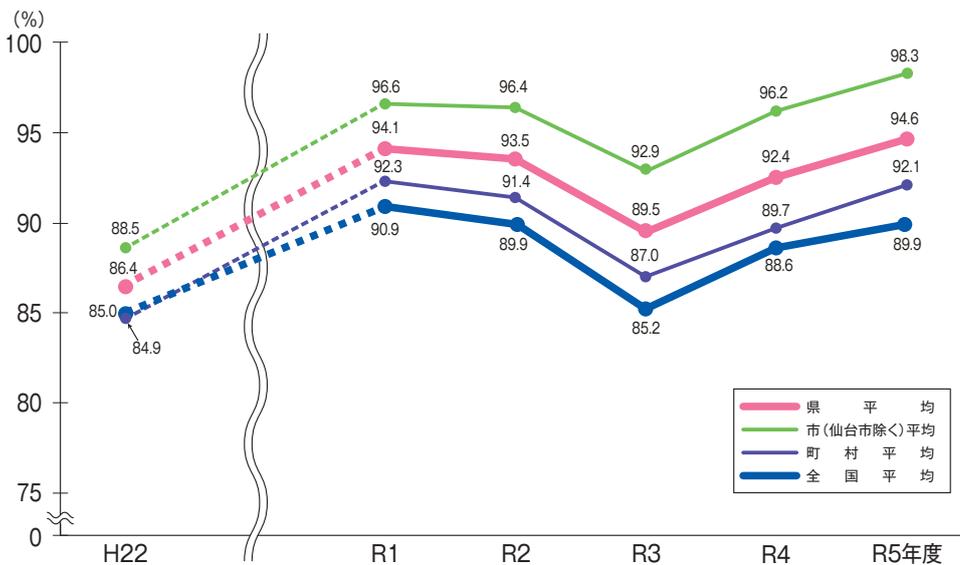
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として硬直的な財政状況が続いており、単純平均で94.6%（前年度比2.2ポイント上昇）となりました。

※平均値の種類について
 単純平均…各計欄に該当する市町村の指標数値を積み上げ、当該市町村数で除したものの。
 加重平均…指標算定式の要素を積み上げ、算定式に基づいて計算したものの。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
85%未満		0	1	1
85～90%未満		0	5	5
90～95%未満		3	11	14
95～100%未満		7	4	11
100%以上		4	0	4
計		14	21	35

※市町村ごとの数値は、P26以降を参照

経常収支比率の推移（平均は単純平均）



用語解説

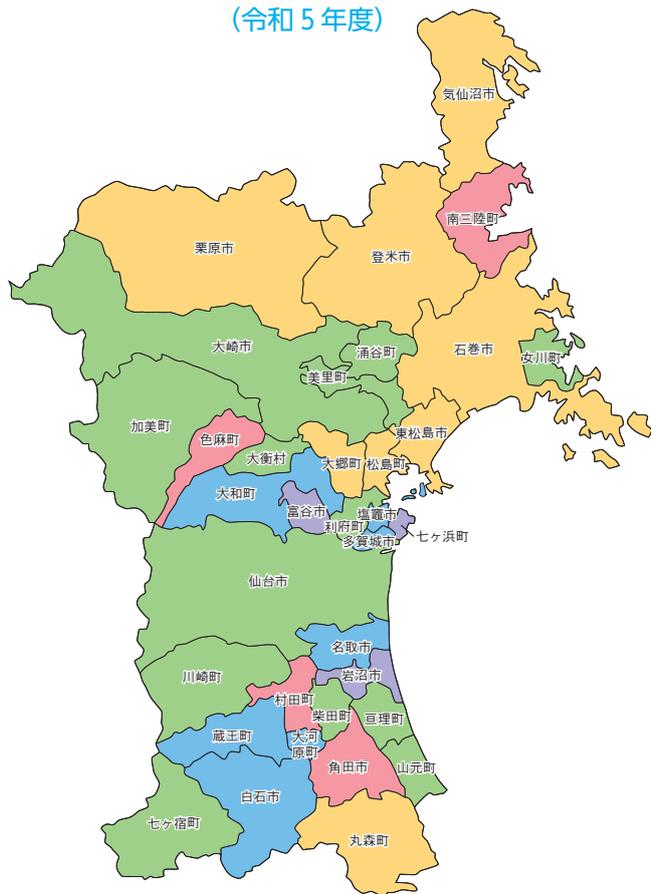
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入（経常的一般財源）が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、近年では全国の市町村の平均が90%前後で推移しています。

<算式>

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳入総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(令和5年度)



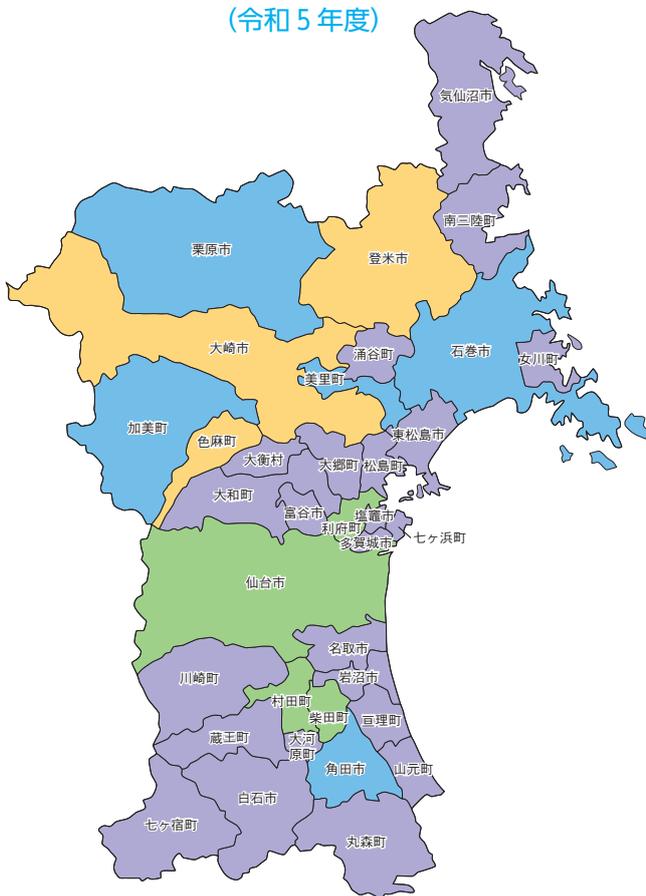
実質公債費比率（令和3年度～令和5年度の3ヶ年平均）は、加重平均で6.2%（前年度比0.1ポイント低下）となりました。

なお、起債許可団体となる18%以上の団体はありませんでした。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
2.5%未満	紫	2	1	3
2.5～5.0%未満	青	4	3	7
5.0～7.5%未満	緑	2	11	13
7.5～10.0%未満	黄	5	3	8
10.0%以上	赤	1	3	4
計		14	21	35

(3) 将来負担比率の状況

(令和5年度)



将来負担比率は、加重平均で16.3%（前年度比2.4ポイント低下）となりました。

なお、早期健全化基準（政令市：400%、政令市以外：350%）を上回る団体はありませんでした。

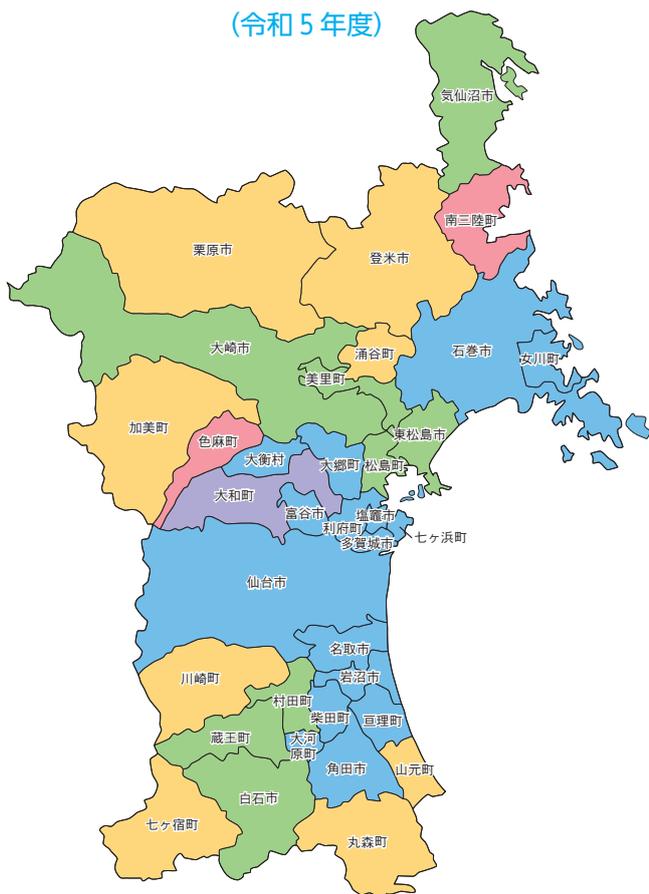
区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
負担額なし	紫	8	15	23
0～30%未満	青	3	2	5
30～60%未満	緑	1	3	4
60～90%未満	黄	2	1	3
90%以上	赤	0	0	0
計		14	21	35

—用語解説—

実質公債費比率、将来負担比率 P25及び裏表紙を参照

(4) 財政力指数の状況

(令和5年度)

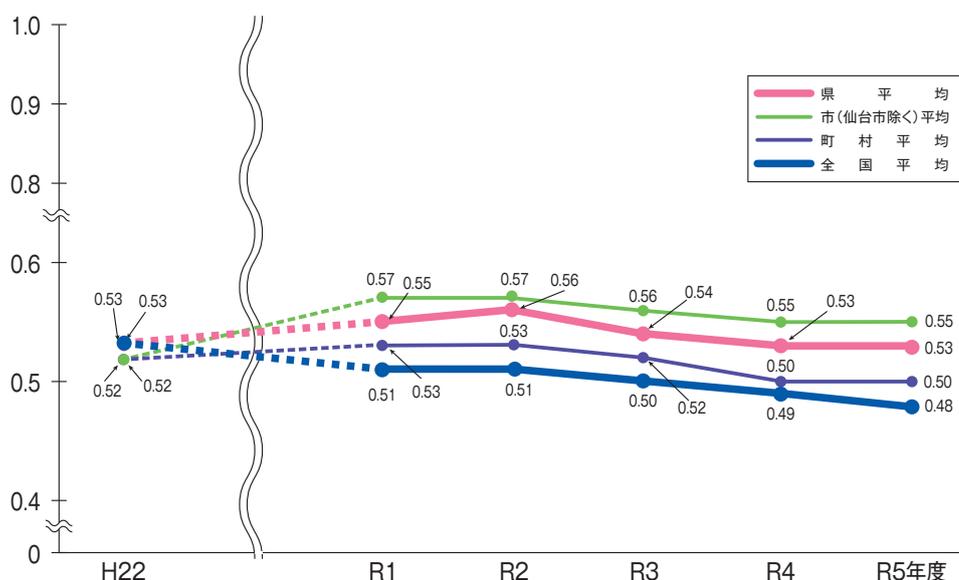


地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる財政力指数（令和3年度～令和5年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.53（前年度から増減なし）となりました。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上		0	1	1
0.5~1.0未満		8	8	16
0.4~0.5未満		4	4	8
0.3~0.4未満		2	6	8
0.2~0.3未満		0	2	2
0.2未満		0	0	0
計		14	21	35

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいかほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP9参照）。

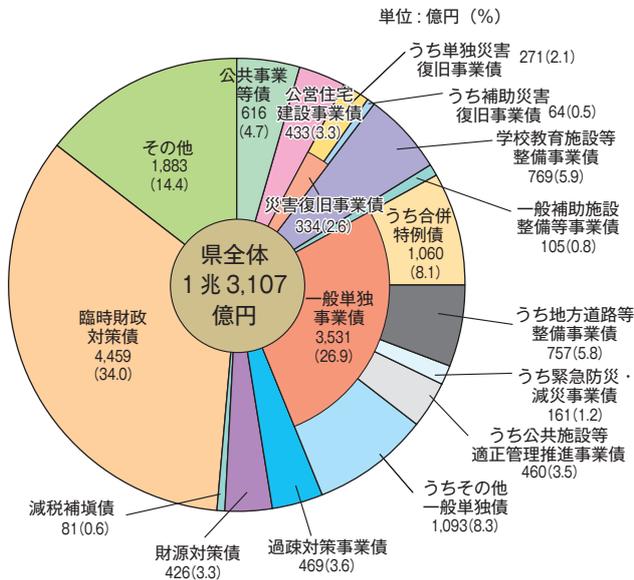
<算式>

$$\text{財政力指数（単年度）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

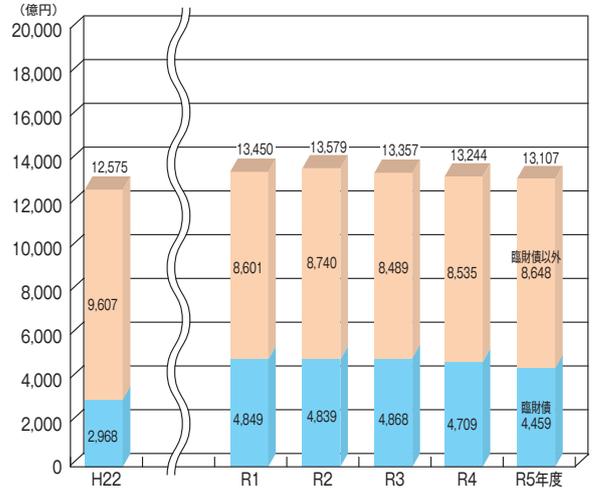
(5) 地方債現在高の推移

地方債の令和5年度末現在高は、1兆3,107億円（前年度1兆3,244億円）となっており、依然として多額の債務を抱えている状況です。

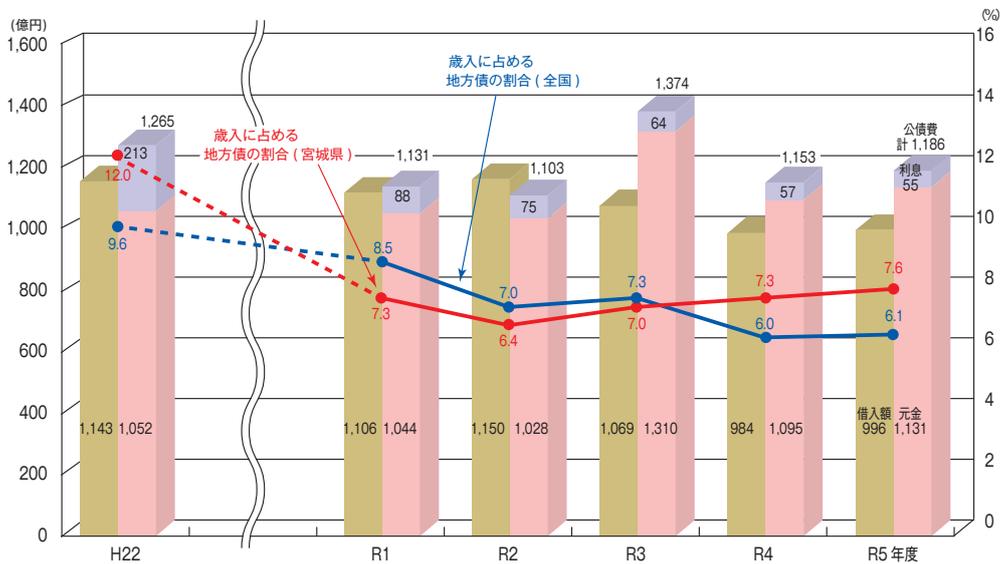
地方債現在高の状況 (令和5年度末現在高)



地方債現在高の推移



地方債の借入額と公債費の推移

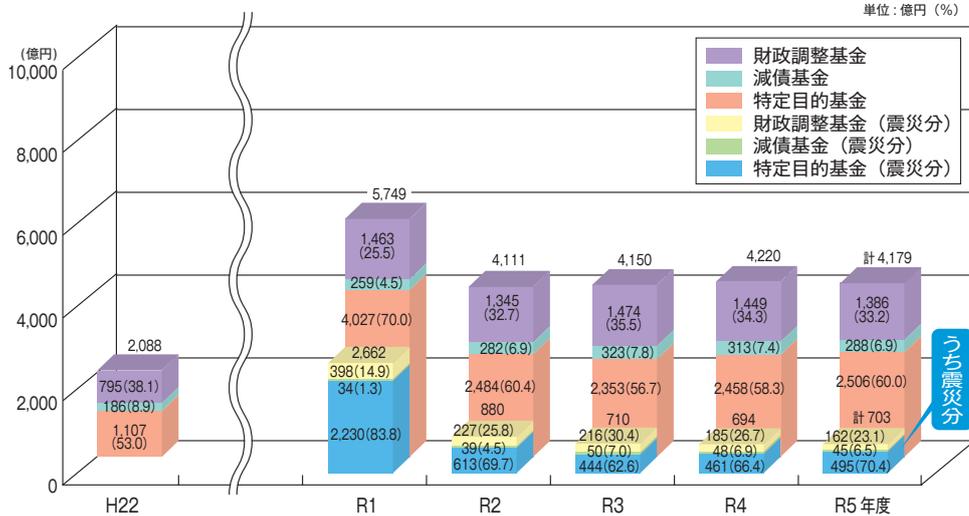


5 年度間の財源調整

(1) 基金の状況

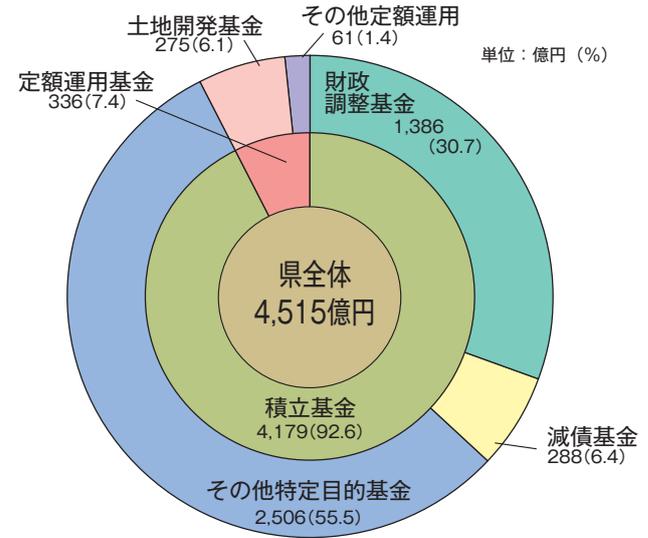
令和5年度末における積立金現在高は、県全体で4,179億円となり、前年度（4,220億円）と比較して40億円（1.0%）の減少となりました。

積立金現在高の推移

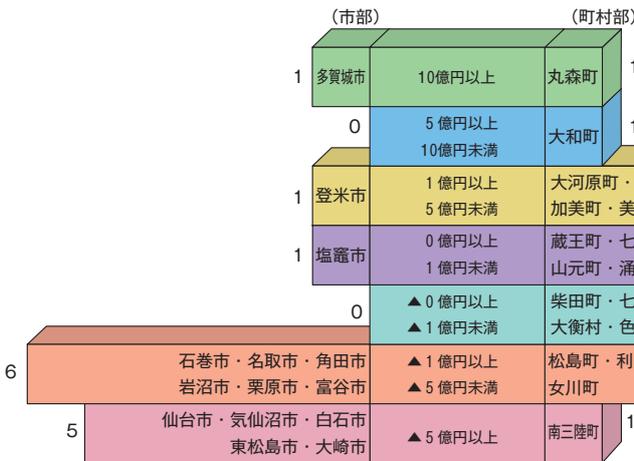


基金の状況 (令和5年度)

基金名	R4年度	R5年度	増減額	増減率
財政調整基金	1,449	1,386	▲63	▲4.4
うち震災分	185	162	▲23	▲12.4
減債基金	313	288	▲25	▲8.0
うち震災分	48	45	▲3	▲5.5
その他特定目的基金	2,458	2,506	+48	+2.0
うち震災分	461	495	+35	+7.5
積立基金合計	4,220	4,179	▲40	▲1.0
うち震災分	694	703	+9	+1.3



財政調整基金単年度積立額 (令和5年度)



注) 単年度積立額は「令和5年度末現在高-令和4年度末現在高」による。

用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

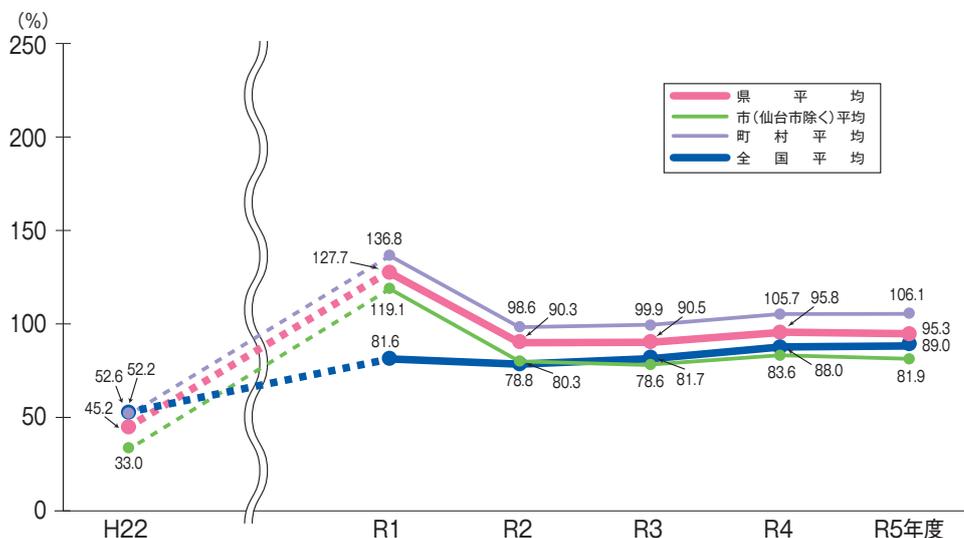
財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取り崩されます。

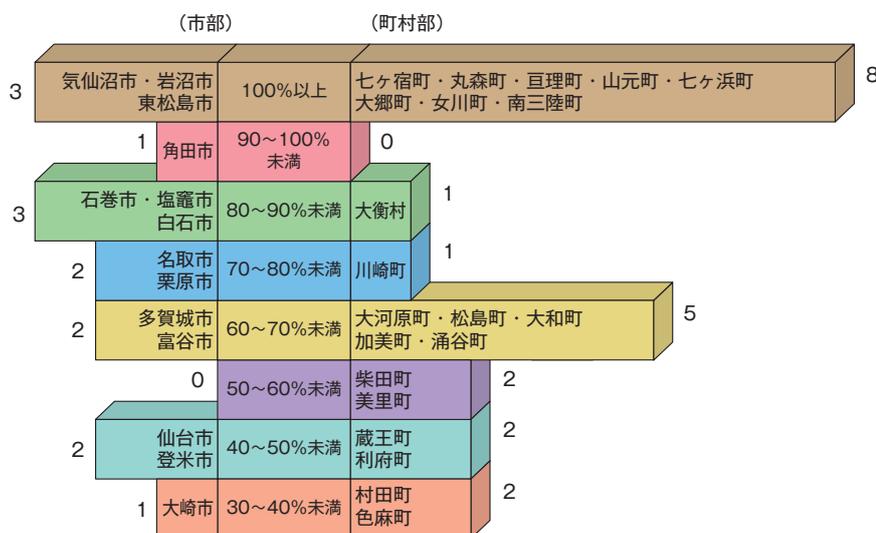
(2) 積立金現在高比率

標準財政規模に対して、どの程度積立金があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では95.3%となり、前年度（95.8%）より0.5ポイント低下しています。

積立金現在高比率の推移（平均は単純平均）



積立金現在高比率別の団体数（令和5年度）



用語解説

特定目的基金 特定の目的（例：高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるとみることができます。

<算式>

$$\text{積立金現在高比率} = \frac{\text{（財政調整基金+減債基金+その他特定目的基金）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもので、基本的な財政指標となるため、大きな意味を有しています。

第2章 公営企業会計

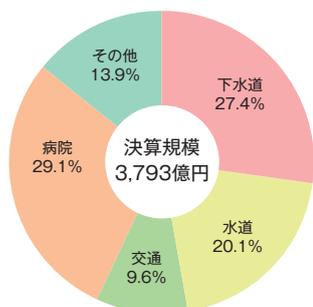
1 決算規模

令和5年度の県内市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）の公営企業会計の決算規模は、以下のとおりです。

○決算規模 3,793億円（前年度比▲324億円、▲7.9%）

うち、東日本大震災分 4億円（前年度比▲384億円、▲98.9%）

（単位：百万円，%）



	R4年度	R5年度	増減額	増減率
下水道	136,412	103,790	▲32,622	▲23.9
水道	75,539	76,098	+559	+0.7
交通	33,642	36,398	+2,756	+8.2
病院	110,400	110,399	▲1	▲0.0
その他	55,675	52,619	▲3,056	▲5.5
合計	411,668	379,304	▲32,364	▲7.9

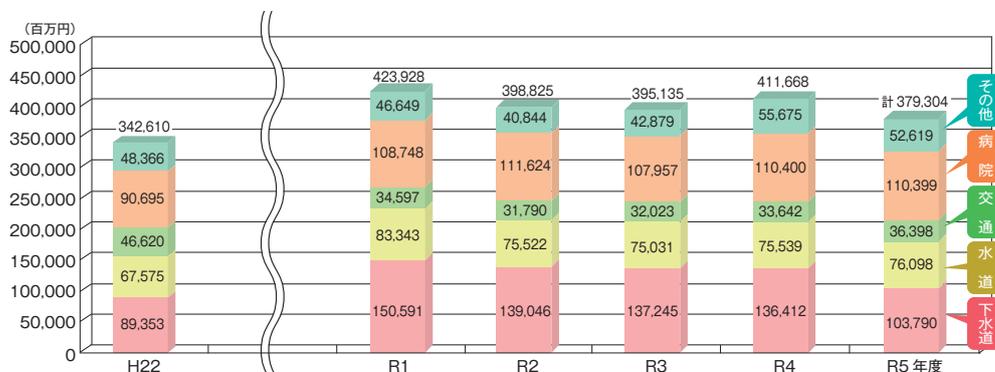
注) 水道は簡易水道を含む。

市町村等公営企業決算規模の推移



- 注) 1. 決算規模は次の算式により算出しています。
 法適用事業：総費用－減価償却費＋資本的支出
 法非適用事業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充入金
 2. 震災分は、東日本大震災に係る復旧事業、復興事業等における収益的支出及び資本的支出の合計により算出しています。

市町村等公営企業決算規模構成比の推移



用語解説

資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

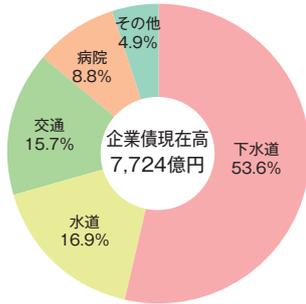
他会計繰入金 料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるため、一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して繰り入れられている財源のことです。繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

2 企業債現在高

令和5年度の県内市町村等の公営企業会計の企業債現在高は、以下のとおりです。

○企業債現在高 7,724億円（前年度比▲272億円、▲3.4%）

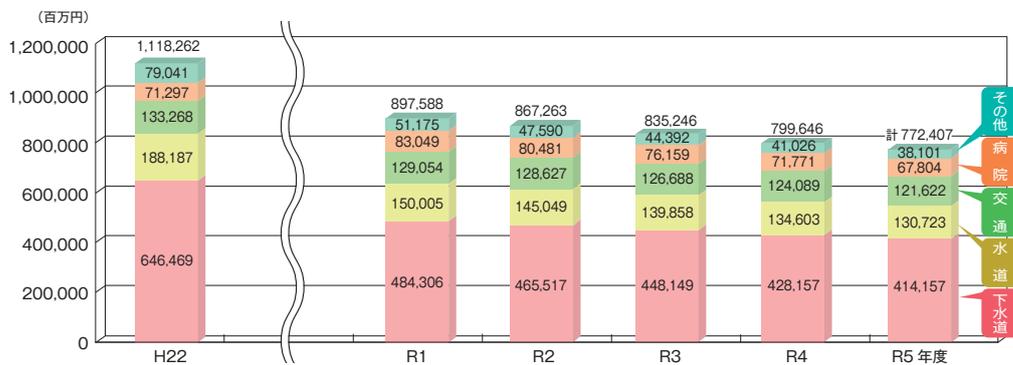
（単位：百万円，%）



	R4年度	R5年度	増減額	増減率
下水道	428,157	414,157	▲14,000	▲3.3
水道	134,603	130,723	▲3,880	▲2.9
交通	124,089	121,622	▲2,467	▲2.0
病院	71,771	67,804	▲3,967	▲5.5
その他	41,026	38,101	▲2,925	▲7.1
合計	799,646	772,407	▲27,239	▲3.4

注）水道は簡易水道を含む。

企業債現在高構成比の推移

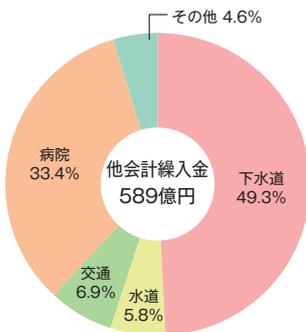


3 他会計繰入金

令和5年度の県内市町村等の公営企業会計の他会計繰入金は、以下のとおりです。

○他会計繰入金 589億円（前年度比▲257億円、▲30.4%）

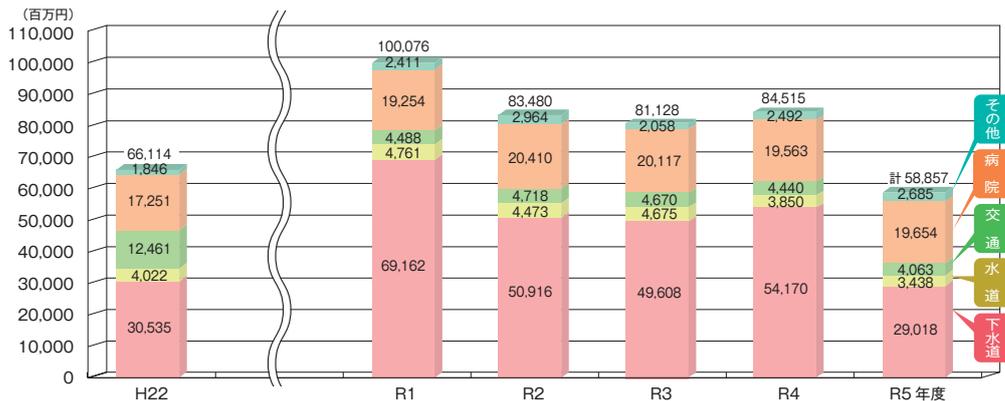
（単位：百万円，%）



	R4年度	R5年度	増減額	増減率
下水道	54,170	29,018	▲25,152	▲46.4
水道	3,850	3,438	▲412	▲10.7
交通	4,440	4,063	▲377	▲8.5
病院	19,563	19,654	+91	+0.5
その他	2,492	2,685	+193	+7.7
合計	84,515	58,857	▲25,658	▲30.4

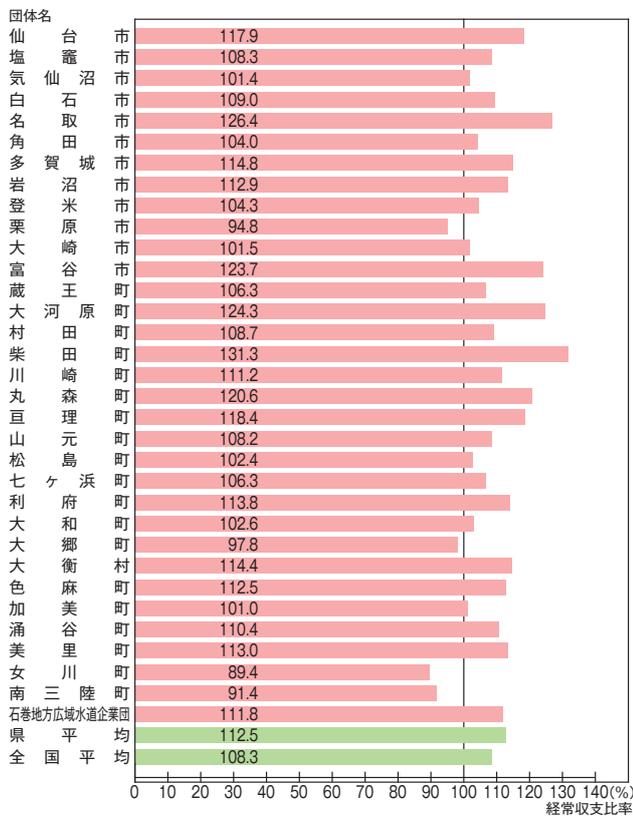
注）水道は簡易水道を含む。

他会計繰入金構成比の推移

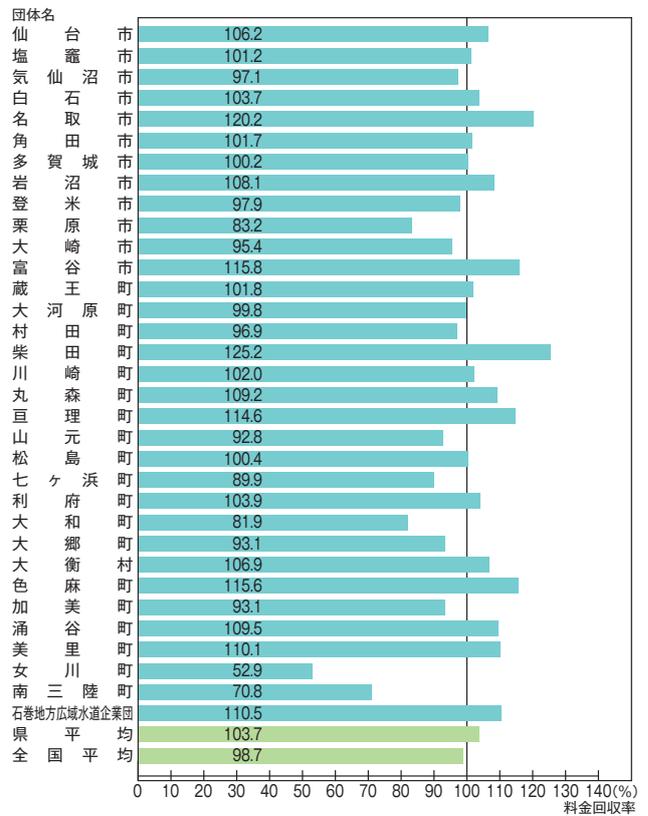


令和5年度決算に基づく経営指標

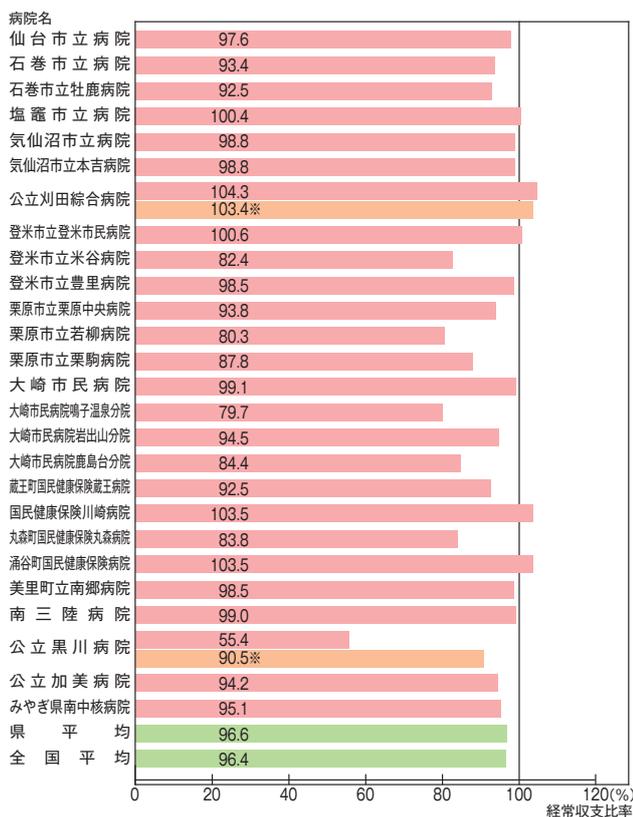
水道事業の経常収支比率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)



水道事業の料金回収率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)



市町村立病院の経常収支比率



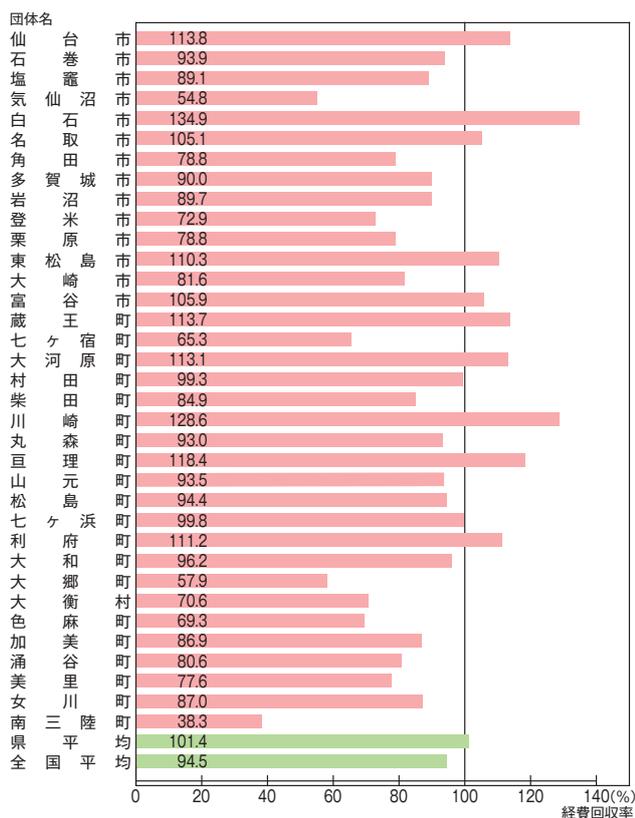
市町村立病院の病床利用率



※ 公立刈田総合病院及び公立黒川病院は、指定管理者制度(利用料金制)により運営しているため、参考として指定管理者との合算値を掲載している。

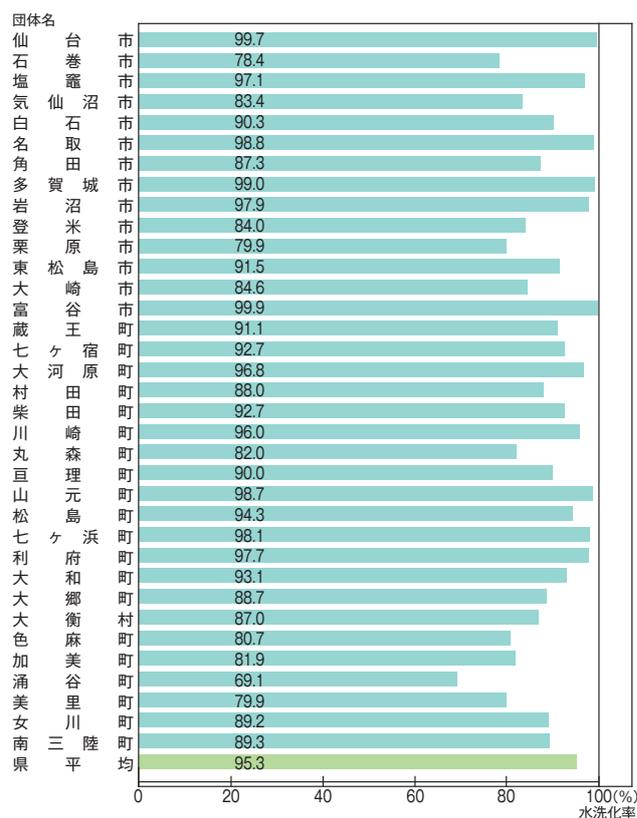
下水道事業の経費回収率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)



下水道事業の水洗化率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を下回っている場合は費用が収益を上回る状態です。

<算式>

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益 (＝営業収益＋営業外収益)}}{\text{経常費用 (＝営業費用＋営業外費用)}} \times 100$$

料金回収率 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、料金水準等を評価することが可能です。数値が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益で賄われていないことを意味します。費用に見合った料金設定となっていない場合や、漏水等により有収率の低い場合において料金回収率は低下する傾向にあります。

<算式>

$$\text{料金回収率 (\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

病床利用率 病院の施設が有効に活用されているか判断する指標です。なお、年延入院患者数は毎日24時現在の在院患者数と当日の退院患者数を加えたもので、年延病床数は医療法の規定に基づき許可を受けた病床数に入院診療日に乗じて算定します。

<算式>

$$\text{病床利用率 (\%)} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$$

経費回収率 汚水処理に対して、どの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。汚水処理費については、原則使用料収入によって賄うこととなっているため、数値が100%を下回っている場合、汚水処理費が使用料収入で賄われていないことを意味します。一般的には、水洗化率の上昇に伴い数値が高くなる傾向にあり、また、処理区域内人口密度が小さい団体ほど低下する傾向にあります。

<算式>

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

水洗化率 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

<算式>

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

注) 水洗化率の全国平均については算出されていないため、掲載していません。

第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村は健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました。注）算定式については裏表紙参照

令和5年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村はありませんでした。

実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

赤字団体はありませんでした。

連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%）

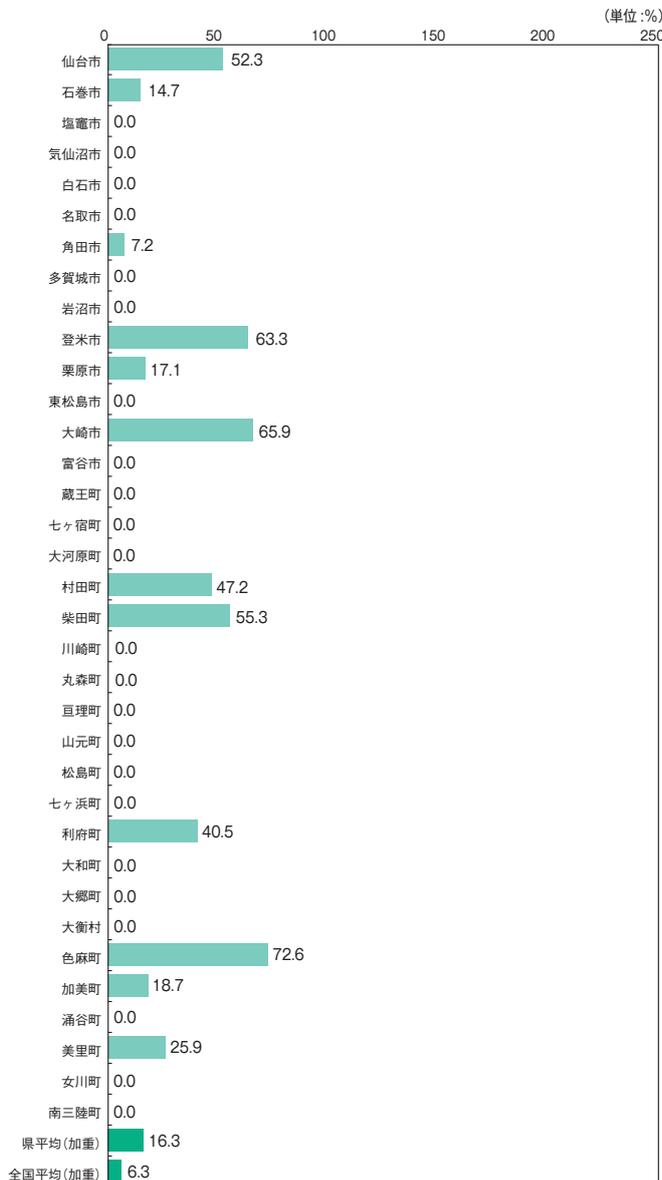
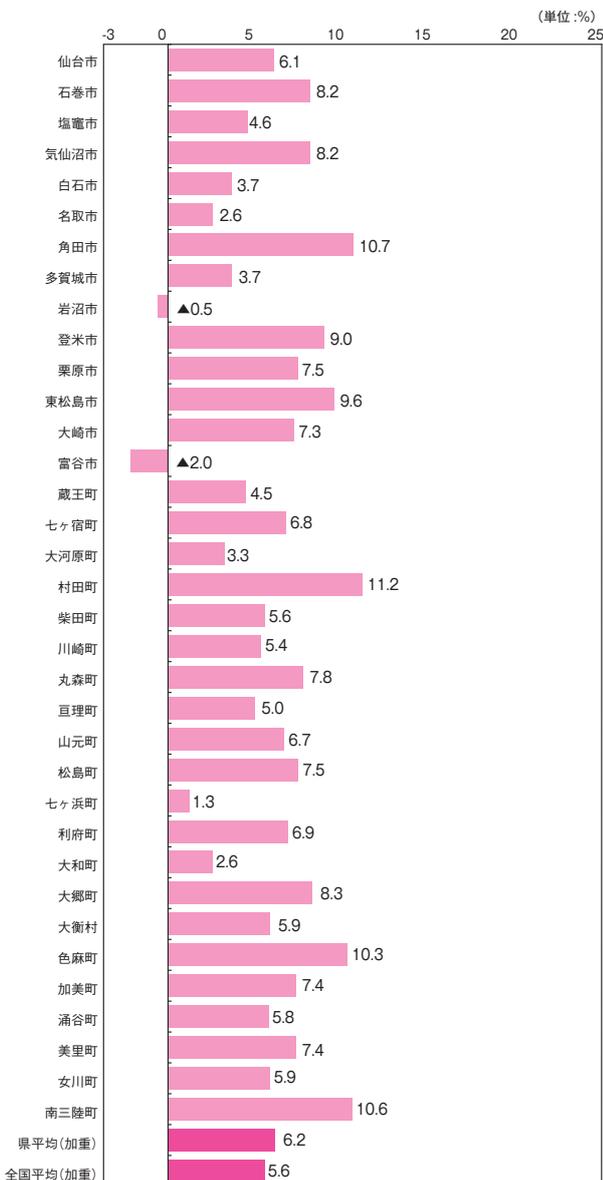
赤字団体はありませんでした。

実質公債費比率

（早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）

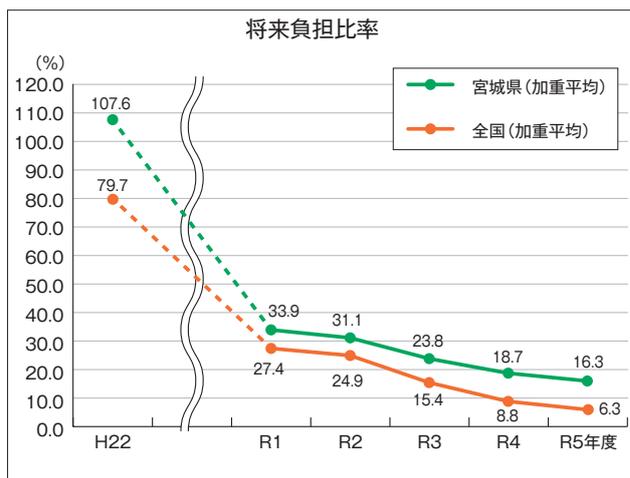
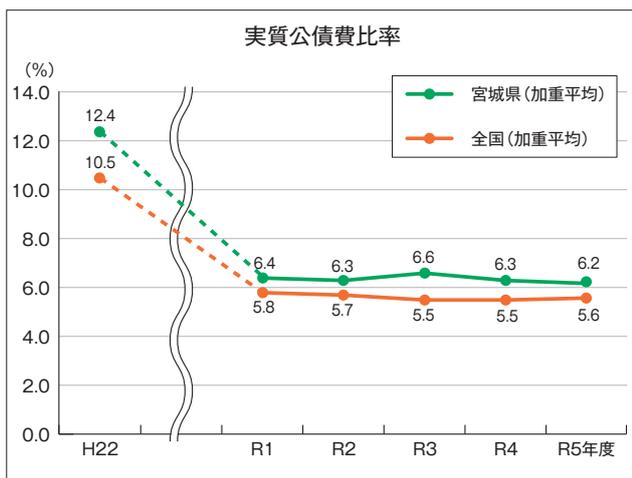
将来負担比率

（早期健全化基準 政令市 400%、その他 350%）



注) 1. 棒グラフ及び表内の数値は令和5年度における数値を表しています。
 2. 平均の算出に当たり、充当可能財源が将来負担額より大きい団体は、将来負担比率を0として計算しています。

○実質公債費比率と将来負担比率の推移



資金不足比率（経営健全化基準 20%）

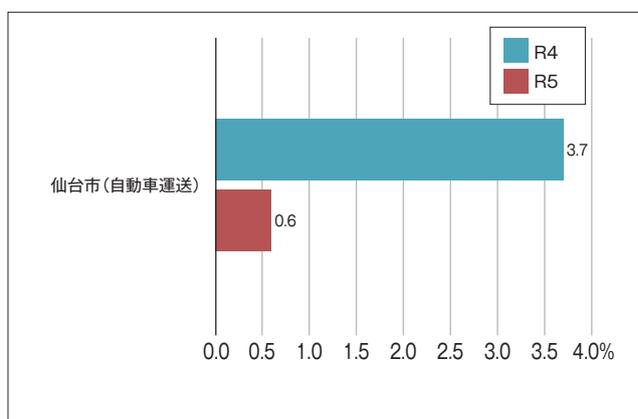
35市町村、4一部事務組合（企業団）の127会計のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った会計はありませんでした。

なお、資金不足額があったのは1会計でした。

（単位：％、ポイント、千円）

団体名（会計区分）	資金不足比率			※参考 （R5資金不足額）
	R4	R5	増減	
仙 台 市(自動車運送)	3.7	0.6	▲3.1	39,699

○資金不足比率の増減



（参考）全国の都道府県・市区町村・一部事務組合の状況（令和5年度決算）

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は8会計（令和4年度決算：4会計）
→ 8会計の内訳：簡易水道事業3会計、病院事業1会計、下水道事業4会計
- ・ 資金不足額がある公営企業会計は43会計（令和4年度決算：29会計）

—用語解説—

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P2参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債の許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

早期健全化基準 地方公共団体の財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、1年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

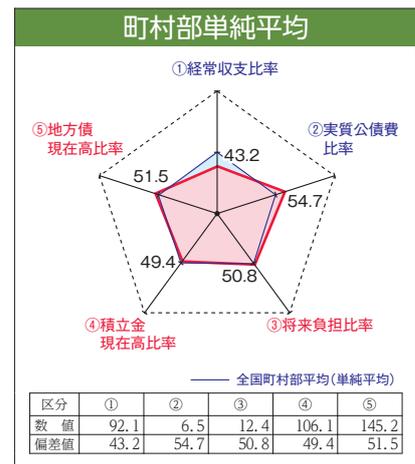
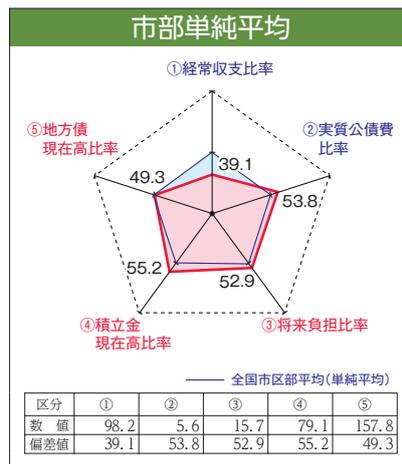
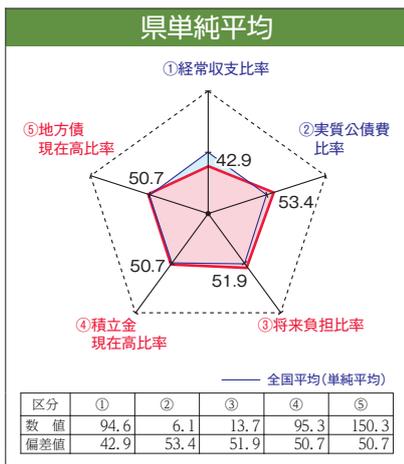
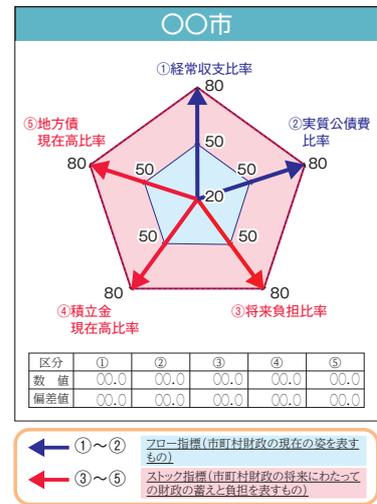
第2部 市町村ごとの財政指標

市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

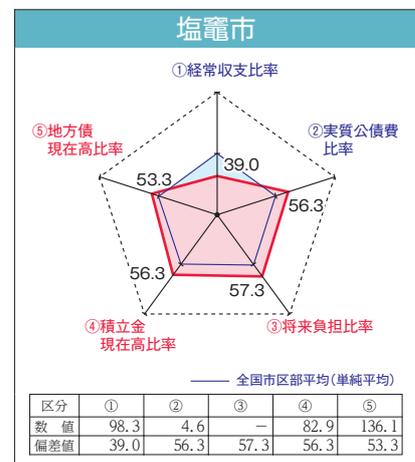
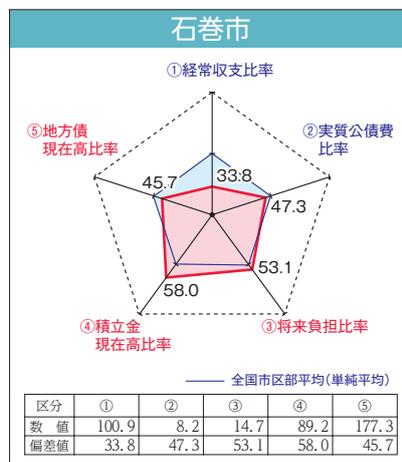
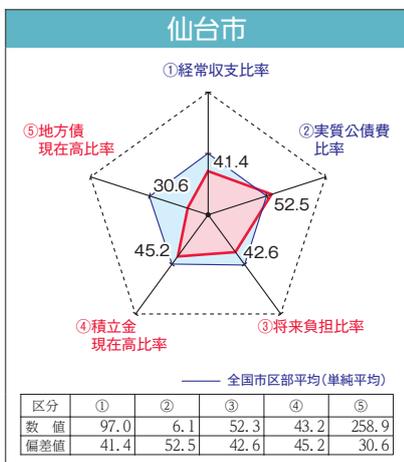
ここでは、県内市町村の5種類の財政指標を偏差値で表し、それをレーダーチャートで示しています。財政指標を見る場合は右記のイメージ図を参考にしてください。

レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな五角形ができていても、財政上の問題が何もないということにはなりません。特に、積立金現在高については、復旧・復興事業に要する費用等後年度に取り崩される金額も含めて算定されるため、復興交付金基金等の残高が大きい団体は、良く見えやすい点に注意が必要です。

(イメージ図)

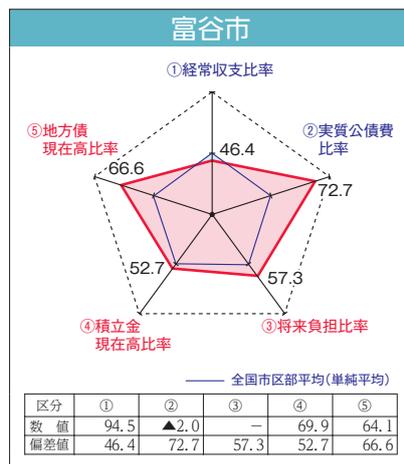
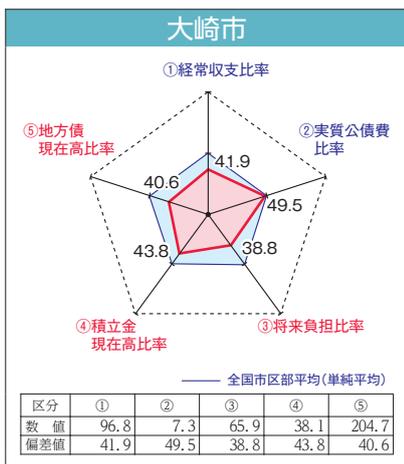
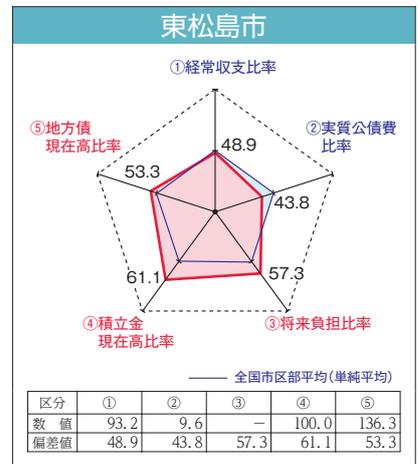
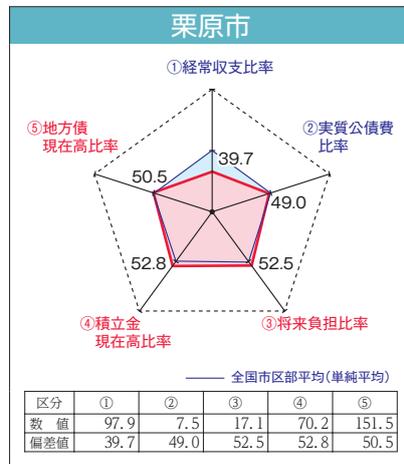
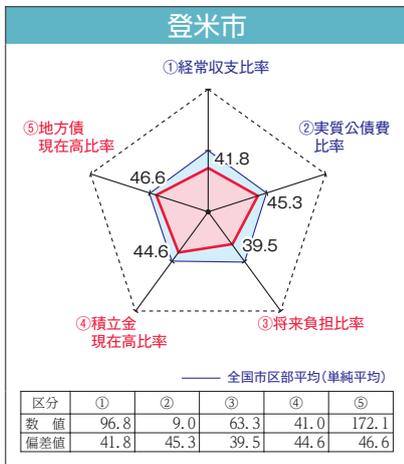
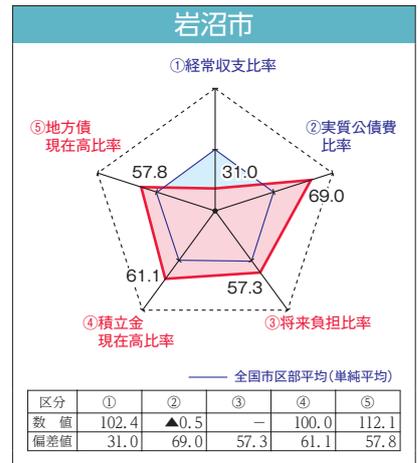
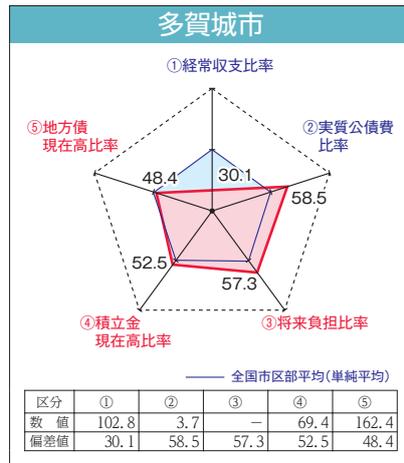
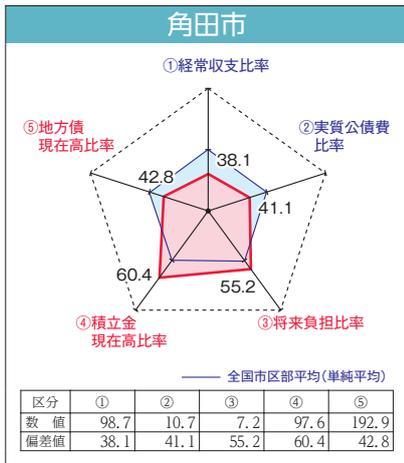
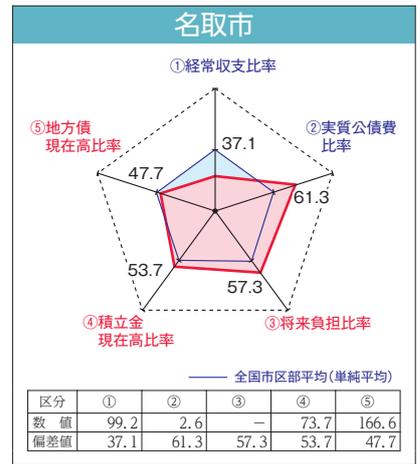
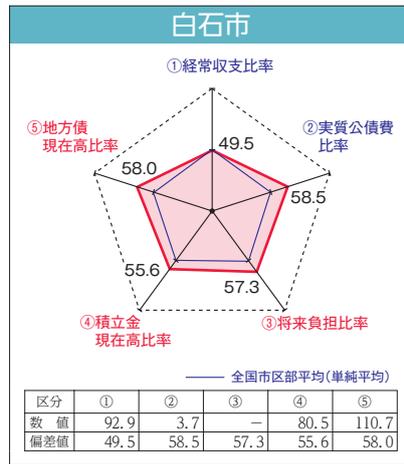
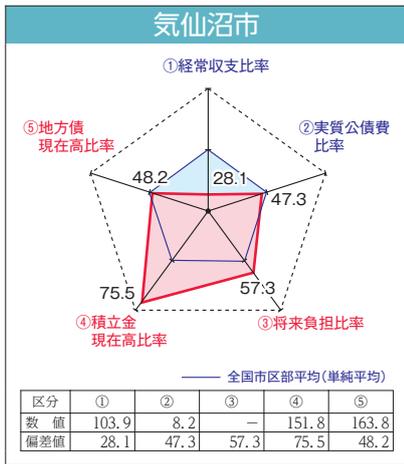


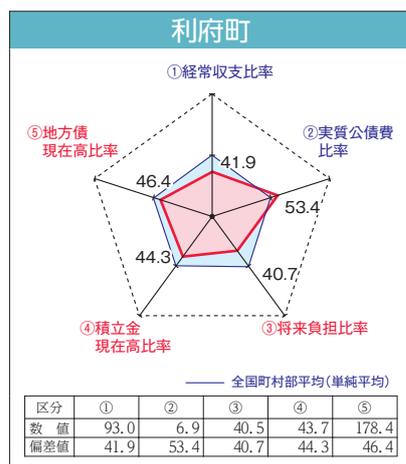
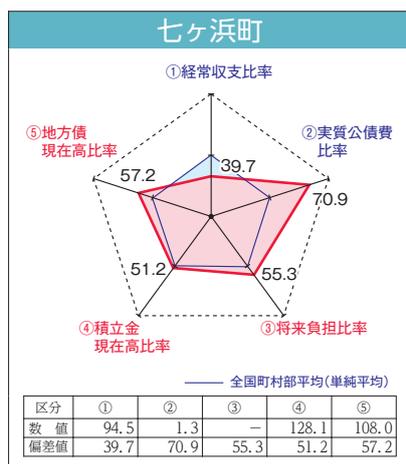
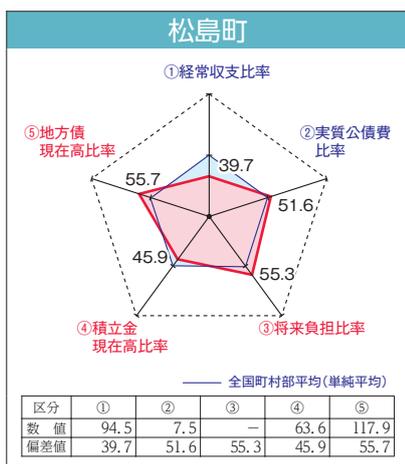
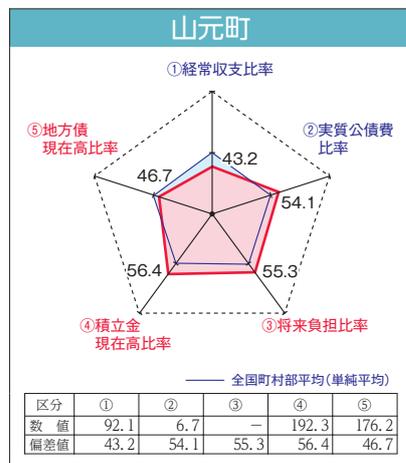
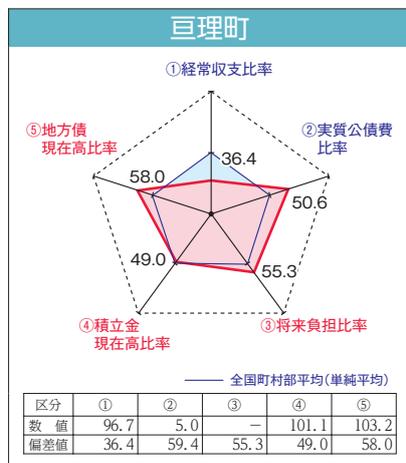
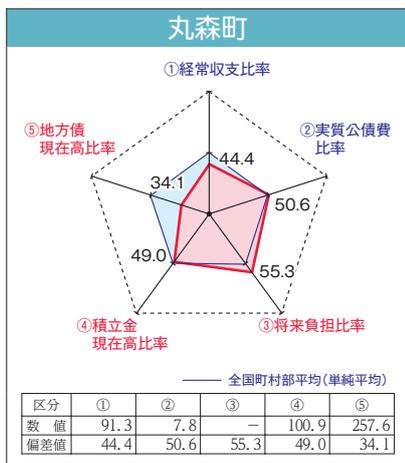
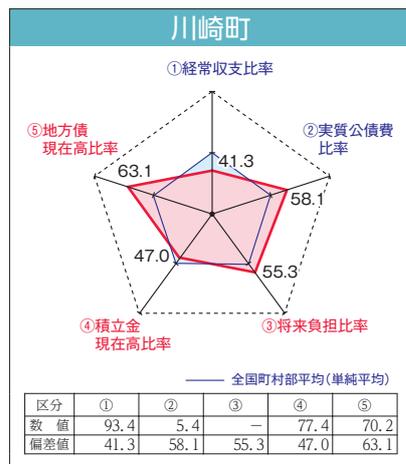
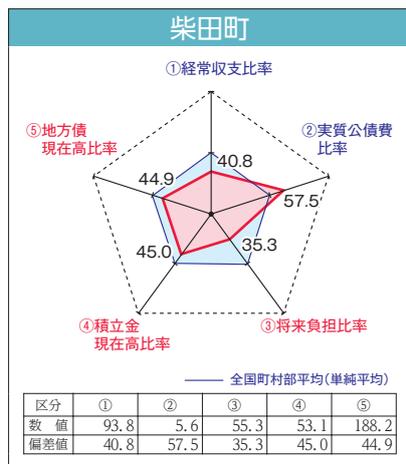
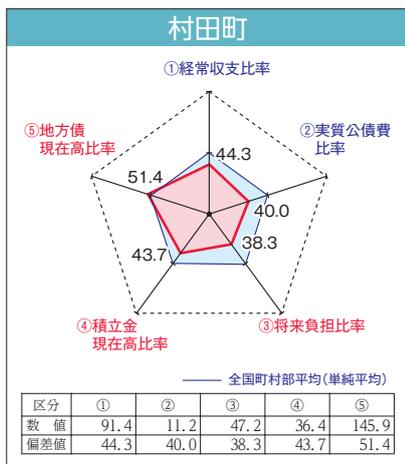
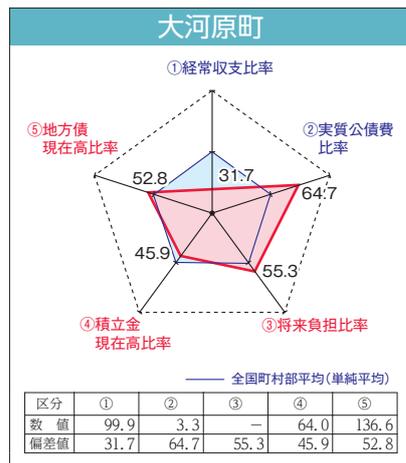
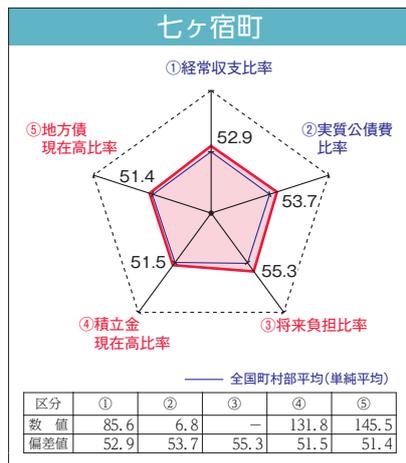
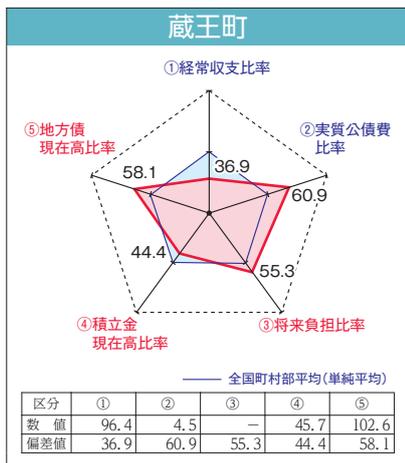
※赤色実線は令和5年度における当該市町村の偏差値を示しています。なお、青色実線で令和5年度における全国の市区または町村の単純平均の数値(すなわち偏差値50)を表し、各市町村の全国の市区または町村における相対的な位置づけを示しています。
 ※偏差値の算出にあたっては、健全化法上、将来負担比率が「- (ハイフン)」で表記される市町村においては、便宜上「0」と置換しています。

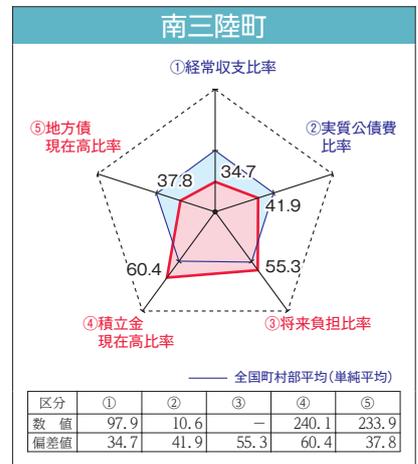
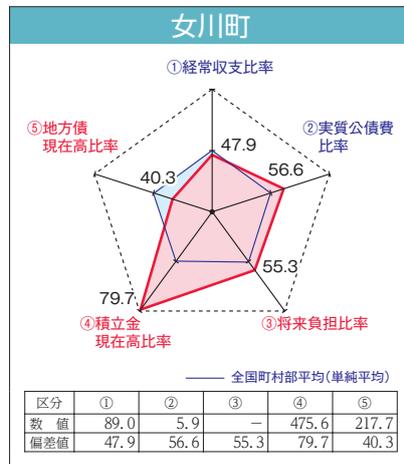
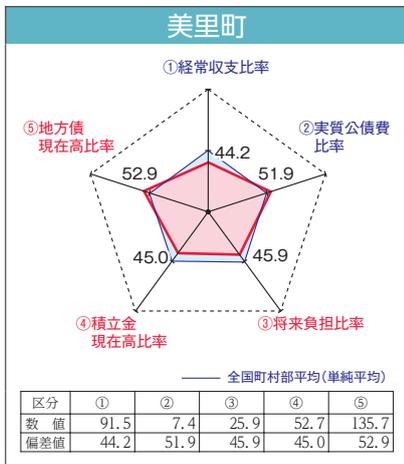
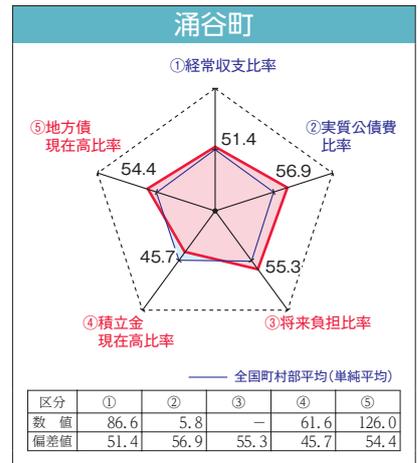
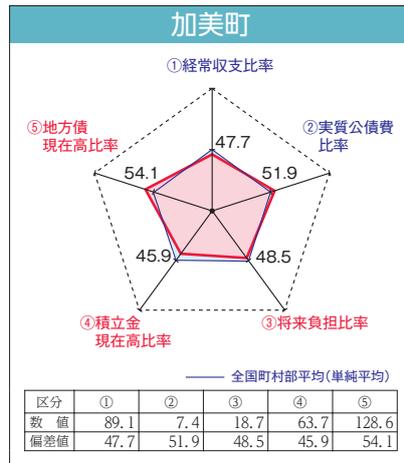
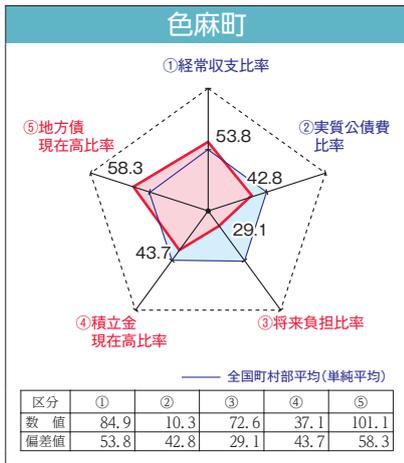
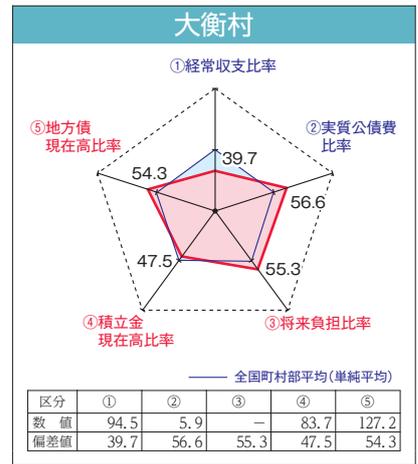
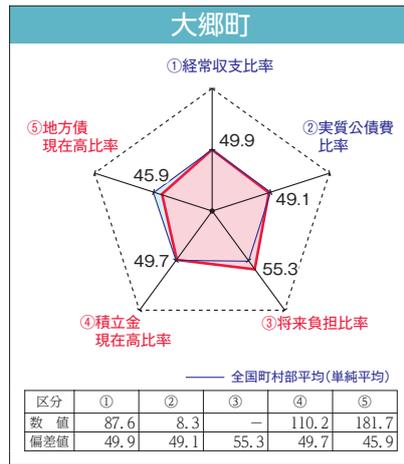
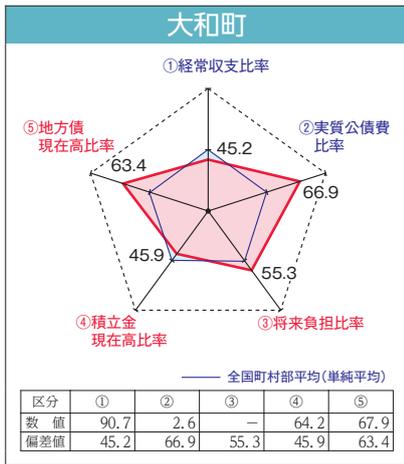


用語解説

地方債現在高比率 地方債現在高を標準財政規模で除して得た数値です。地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、低いほど将来にわたる地方債の負担が小さいといえます。







健全化判断比率等算定式

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30%
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (政令市400%)	—
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

趣旨：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

○実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\{(イ+ロ)-(ハ+ニ)\}}{\text{標準財政規模}}$$

趣旨：全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{(3カ年平均)}$$

趣旨：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の子子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

趣旨：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}}$$

趣旨：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

○資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



この冊子は600部作成し、
一部当たりの印刷単価は332円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話：022-211-2336
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/>